第2次　多可町総合計画［2017▶2026］

天 たかく 元気 ひろがる 美しいまち 多可

～人がたからのまち　きらり輝くまち～

多可町

策定にあたって

多可町長　戸田　善規

平成 17 年 11 月 1 日に『多可町』が誕生し、はや 11 年が経過しました。この間、3 区それぞれの歴史、文化を尊重しながら、住民の皆様が幸せを実感できる持続可能なまちづくりをめざして、様々な施策によるまちの熟成に取り組んで参りました。

一方、人口減少・少子高齢化、自然災害の発生等、地方自治を取り巻く社会情勢はさらに厳しさを増し、自治体間競争や厳しい財政状況のなかで、地方の魅力を生かしたまちづくりが一層求められるようになりました。

こうした状況のなか、平成 27 年 10 月には、急激な人口減少の抑制と地域に活力を取り戻すこと、さらには、第 1 次多可町総合計画から本計画（第 2 次多可町総合計画）への橋渡しを目的とする「多可町人口ビジョン・総合戦略～きらり輝くプラチナ戦略」を策定しました。プラチナ戦略では、本町の特性をふまえた地方創生の新たな取組を示す一方で、上位計画である本計画では、プラチナ戦略の施策を十分反映させながらも、今後 10 年間のまちづくりの施策を網羅し、羅針盤としての役割を担うことが求められています。そして、本計画を推進し住みよいまちをめざす大きな力となるのが、多可町の強みの一つでもある地域コミュニティ力や地域の絆の強さを生かした住民参画による連携・協働のまちづくりです。

今後も、地方の自治体にとっては非常に厳しい時代が続いていくと予想されます。しかし、多可町を誇りに思い、このまちに住んでいてよかった、今後も住み続けたいと思うまちづくりを住民の皆様と行政が手を携えながら進めていくことで、まちの一体感、誇り、持続可能な社会を「熟成」、「深化」、「継承」させることへとつなげ、一つ一つ積み重ねた取組が、まちの歴史を刻み次世代に伝えていく礎になるものと確信しております。

最後に、この計画策定にあたりまして、貴重なご意見・ご提言を賜りました住民の皆様方をはじめ、熱心にご審議を賜りました総合計画審議会委員等、関係者の皆様には心から厚く感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月

第2次　多可町総合計画［2017▶2026］

目　次

多可町住民憲章
みどり織りなす北はりま　“ここにしかあらへん”じば（磁場・地場）のまち

第1部　序論 …… 1
1. 計画策定の背景と目的 …… 2
2. 総合計画とは …… 2
3. 本町の現状 …… 3
4. 町民からのまちづくりのアイデア …… 5

第2部　基本構想 …… 7
1. まちづくりの基本理念 …… 8
2. まちづくりの基本姿勢 …… 9
3. まちづくりの基本目標 …… 10
4. 将来の目標人口 …… 16

第3部　まちづくりの重点プロジェクト …… 17
1. 人口減少に負けないまちづくり …… 18
2. 高齢化の進展にあわせたまちづくり …… 19
3. 働く場が充実し、活気あふれるまちづくり …… 19

第4部　基本計画 …… 21
■基本計画の見方 …… 22
■基本計画の体系 …… 24
基本目標1　まちの誇り「水と緑」を守りつなぐまち …… 25
政策1　水と緑の保全 …… 26
政策2　環境保全意識の向上 …… 30

基本目標2　安全・安心・快適を実感できるまち …… 33
政策 3　生活基盤の整備 …… 34
政策 4　交通環境の整備 …… 40
政策 5　安全・安心のまちの形成 …… 42
基本目標3　働く場が充実し、地域の魅力が高まるまち …… 47
政策 6　働く場の充実 …… 48
政策 7　産業の振興 …… 52
政策 8　定住・交流の促進 …… 58
基本目標4　地域主体で支え合い、助け合う健康で人にやさしいまち …… 61
政策 9　健康づくりの推進 …… 62
政策 10　地域主体の福祉の充実 …… 66
政策 11　医療・社会保障の充実 …… 70
基本目標5　子どもの元気な声があふれ、生涯にわたり笑顔で暮らせるまち …… 73
政策 12　子育て支援・教育環境の充実 …… 74
政策 13　生涯学習・スポーツの推進 …… 80
政策 14　文化の継承 …… 84
基本目標6　協働による自主自立のまち …… 87
政策 15　共生社会の形成 …… 88
政策 16　協働のまちづくりの推進 …… 90
政策 17　開かれた役場 …… 94

参考資料 …… 99
多可町総合計画審議会設置条例 …… 100
第2次多可町総合計画審議会委員名簿 …… 101
第2次多可町総合計画策定検討委員会委員名簿 …… 102
諮問書 …… 103
答申書 …… 103
計画策定の経過 …… 104

【多可町住民憲章】

多可町民がめざすまちづくりとして平成 18(2006)年に制定された住民憲章の理念を尊重します。

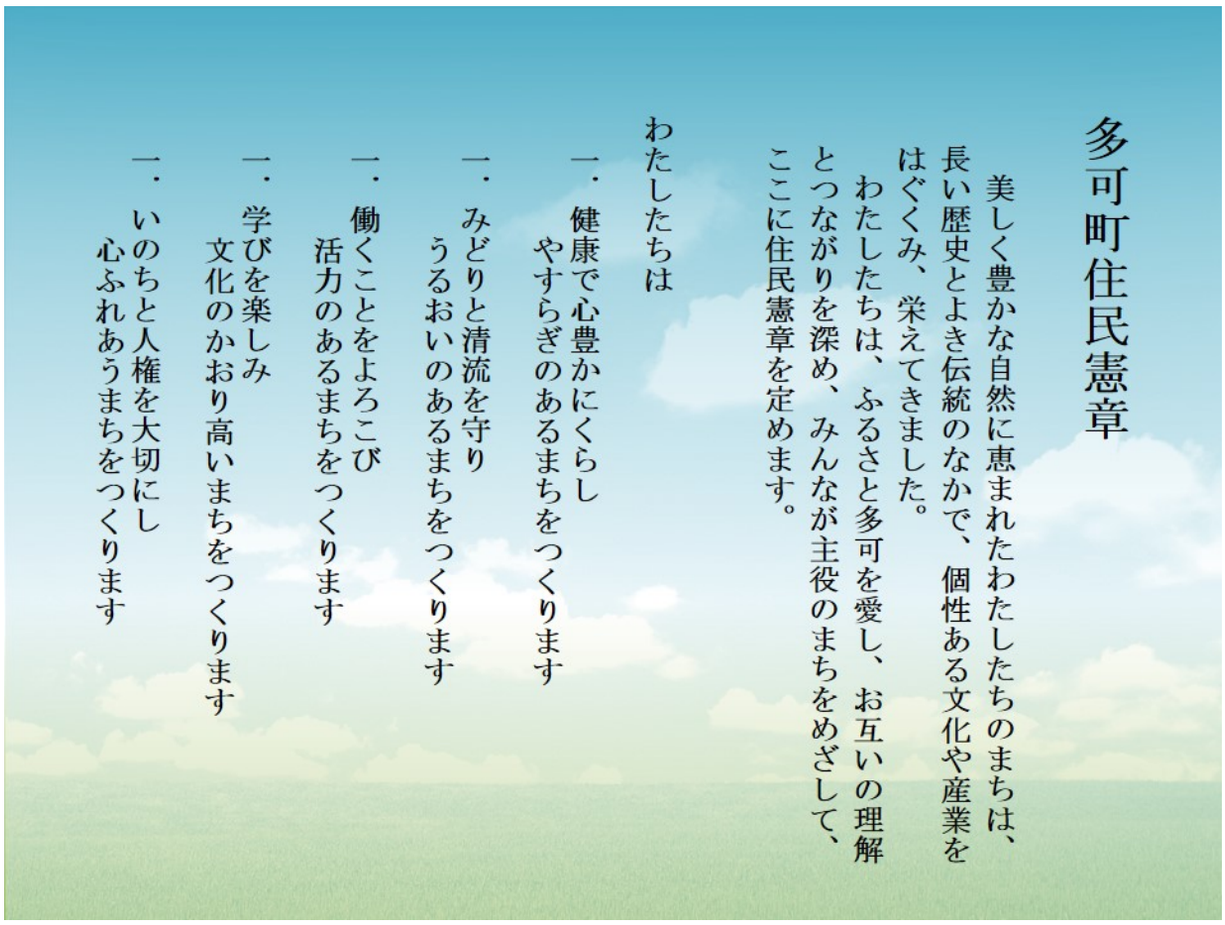

多可町住民憲章

美しく豊かな自然に恵まれたわたしたちのまちは、
長い歴史とよき伝統のなかで、個性ある文化や産業を
はぐくみ、栄えてきました。
わたしたちは、ふるさと多可を愛し、お互いの理解
とつながりを深め、みんなが主役のまちをめざして、
ここに住民憲章を定めます。

わたしたちは

一．健康で心豊かにくらし
やすらぎのあるまちをつくります

一．みどりと清流を守り
うるおいのあるまちをつくります

一．働くことをよろこび
活力のあるまちをつくります

一．学びを楽しみ
文化のかおり高いまちをつくります

一．いのちと人権を大切にし
心ふれあうまちをつくります

【みどり織りなす北はりま　“ここにしかあらへん”じば（磁場・地場）のまち】

3 町が合併するにあたり、新町建設計画のキャッチフレーズとして作成されたものです。

「美しい山々や田園空間をバックボーンとした誰もが住みやすいまち」「大都市圏との共生・対流を軸とした、活力ある地場産業のあるまち」「郷土を愛し、地域が光り輝き、コミュニティと自治意識にあふれた個性豊かなまち」をめざす思いが込められており、今後もこの精神を継承していくものとします。

第１部

序 論

1．計画策定の背景と目的

2．総合計画とは

3．本町の現状

4．町民からのまちづくりのアイデア

第１部　序論

１．計画策定の背景と目的

本町は、平成 17（2005）年に旧中町、旧加美町、旧八千代町の 3 町が合併して誕生しました。合併協議会の新町建設計画を引き継ぎ、「天 たかく 元気 ひろがる 美しいまち 多可」の実現に向けた、「私たちのまちはみんなで創る」を基本姿勢とする第 1 次多可町総合計画を平成 19（2007）年に策定しました。

第 1 次多可町総合計画の策定以来、人口減少・少子高齢化の進行や巨大災害の切迫、情報化の急速な進展、国民の価値観の多様化など、本町を取り巻く社会情勢は目まぐるしく変化しています。とりわけ本町においては、人口減少・少子高齢化問題が喫緊の課題となっています。

こうしたなか、平成 26（2014）年 11 月に地方創生の理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、政府は同年 12 月に、人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び今後 5 ケ年における政府の施策の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。

これに伴い、本町では「選べるまち・選ばれるまち 多可町をめざす」を基本目標とする「多可町人口ビジョン・総合戦略～きらり輝く プラチナ戦略～」を平成 27（2015）年に策定しました。

第 2 次多可町総合計画は、「多可町人口ビジョン・総合戦略」を踏まえつつ、人口減少・少子高齢化を重要課題と位置づけて、本町がこれからの 10 年間でめざすべきまちづくりの方向性と、その実現のための取組方針を明示することを目的として策定します。

２．総合計画とは

将来のまちづくりの目標像と、その実現のために求められる自助・共助・公助の取組方針を示すもので、本町のまちづくりの指針となります。

第 2 次多可町総合計画の計画期間は、平成 29（2017）年度から平成 38（2026）年度までの 10 ケ年とします。

◇総合計画は、まちづくりの羅針盤となる計画

多可町総合計画は、右図のように、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の 3 階層で構成しています。

このうち、本計画書では、基本構想と基本計画を示しています。

なお、基本計画は平成 33（2021）年度に見直します。

第 2 次多可町総合計画の構成

３．本町の現状

第２次多可町総合計画の策定にあたり、町の現状を整理します。

◇位置・地勢

兵庫県の東播磨地域の内陸部に位置し、直線距離で神戸まで約 45 ㎞、大阪まで 70 ㎞の距離にあります。町域の面積は 185.19㎢ となっています。

地勢的には、周囲を中国山地（三国岳、千ヶ峰、笠形山、竜ヶ岳、篠ヶ峰など）の山々に囲まれ、三国岳を源とする杉原川が加美区、中区の中央部を貫流し、笠形山を源とする野間川が八千代区の中央部を南流して、西脇市において県下最長の加古川と合流して瀬戸内海に流れています。

交通条件は、西脇市で国道 175 号と分岐した国道 427 号が多可町中区、加美区を縦断し、八千代区では県道西脇八千代市川線、多可北条線、加美八千代線が通り、中国自動車道滝野社 IC や加西 IC と接続しています。公共交通は、神姫バスの定期路線があり、コミュニティバスの運行も行われています。

◇町の沿革

本町は、大正 13（1924）年に町制施行した「中町」と昭和 30（1955）年に松井庄村と杉原谷村が合併し加美村になり、昭和 35（1960）年に誕生した「加美町」、昭和 29（1954）年に多可郡野間谷村と加西郡大和村が合併し八千代村となり、昭和 35（1960）年に誕生した「八千代町」とが平成 17（2005）年 11 月 1 日に合併して誕生しました。

◇土地利用

中山間地域であるため、山林面積が約 149㎢ で町域全体の約 8 割を占め、宅地と田畑が約 1 割となっています。

広大な山林と清らかな川の流れは、杉原紙や山田錦等の産業と個性ある文化を生み出し、今日まで脈々と受け継がれてきました。

緑豊かな四季折々の美しさをもつ自然豊かなエリアについては、貴重な地域資源としてその森林環境・田園環境・水辺環境を保全し、比較的人口が集積しているエリアについては、市街地エリアとして土地利用を推進しています。

◇まちの特性

①日本一の酒米『山田錦』発祥のまち

本町は、日本一の酒造好適米『山田錦』発祥のまちです。山田錦は「山田穂」を母、「短稈渡船」を父として昭和 11（1936）年に誕生しました。この母となる「山田穂」を東安田の山田勢三郎翁が発見し、名付けたことから、本町が山田錦発祥のまちとされています。現在でも、生産に取り組む農家は多く、収穫された山田錦は全国各地の蔵元へと出荷されており、村米制度と呼ばれる特定蔵元との間で結ばれる酒米取引に取り組む集落もあります。山田錦が誕生してからちょうど 70 周年を迎えた平成 18（2006）年 3 月 5 日には、地方自治体として初めて「日本酒で乾杯のまち」を宣言しました。

②日本一の手すき和紙『杉原紙』発祥のまち

播磨では奈良時代から紙の質・生産量などの記録からみて、非常に優れた製紙技術を有していたと思われます。そうした技術や伝統を基盤にして、1300 年の歴史をもつ杉原紙は、多可町加美区の北部、杉原谷から生み出されたと考えられています。鎌倉時代には幕府の公用紙に用いられ、室町時代中期からは、広く一般の庶民にも使われるようになり、その名は全国に広まりました。

明治時代、産業転換が進み機械すきの技術が普及したため、一時は途絶えた紙すきですが、杉原紙の美しさを後世に残すため、昭和 45（1970）年に復活しました。昭和 47（1972）年に町立（旧加美町）杉原紙研究所を設立し、現在では杉原紙を使った様々な製品を生産・販売しています。昭和 58（1983）年に「兵庫県重要無形文化財」に指定され、平成 5（1993）年には「兵庫県伝統的工芸品」にも指定されています。

③国民の祝日『敬老の日』発祥のまち

戦後の動乱期の昭和 22（1947）年、当時の村長である故・門脇政夫氏が野間谷村（旧八千代町）で初めて村主催の敬老会を開催し、長い間社会に貢献されてきたお年寄りに敬意を表すとともに、知識や人生経験を伝授してもらう場を設けました。そして、9 月 15 日を「としよりの日」と定め、村独自の祝日とすることにしました。その後、昭和 41（1966）年、「敬老の日」は体育の日などとともに国民の祝日に加えられました。

町では毎年、喜寿敬老会、おじいちゃんおばあちゃんの児童画展を開催するなど、敬老の精神を受け継いだ取組を行っています。

平成 25（2013）年には公募による敬老のうた「きっとありがとう」を制作しました。また、平成 28（2016）年 9 月 15 日には秋篠宮同妃両殿下のご臨席を仰ぎ、敬老の日制定 50 周年記念式典を開催し、『「敬老文化」のまち宣言』を行いました。

4．町民からのまちづくりのアイデア

第２次多可町総合計画の策定にあたって、町民アンケートや若者アンケートを実施するとともに、「多可町総合計画審議会・専門部会」を設置して、まちの将来像やまちづくりの取組方針について考え、町民との協働で計画をつくってきました。

町民の皆さんから出された本町の特性やまちづくりのアイデアを抜粋して掲載します。

■多可町のよいと思うところ

○自然がたくさんあり、田んぼや川もきれい
○地域の人々が優しく、仲が良く、あいさつする
○空気がおいしい
○お祭りが多い
○施設（スポーツ施設、ホール等）が充実している

※第２次多可町総合計画策定のための若者アンケート結果（中学２年生、高校生対象）

■多可町のよくないと思うところ

○コンビニや飲食店が少なく、遊ぶ場所も少ない
○動物や虫が多い
○道路が整備されていない
○交通が不便

※第２次多可町総合計画策定のための若者アンケート結果（中学２年生、高校生対象）

■まちづくりのアイデア

自然・環境

○農業体験学習などを学校教育の一環として実施し、田園景観の重要性や郷土愛の育成につなげてはどうか。

生活

○住民の生活に必要な移動手段の確保が必要ではないか。
○防災活動の要である消防団員数を増やすための取組が必要ではないか。
○交流、定住等に係る調査や情報の収集に努める体制の充実を図ってはどうか。

産業・観光・交流

○地元食材を使った料理や郷土料理など地域の食の魅力を積極的に発信してはどうか。
○地域の特性を生かした農林業等の体験・参加型の観光地づくりを促進し、交流人口の拡大を図ることが必要ではないか。
○町外から移り住んでもらうような魅力的なまちづくりを行ってはどうか。

健康・福祉

○高齢者の居場所づくりが必要ではないか。
○老人会活動はますます重要になるため、入会者を多くし、元気な「敬老のまち」をめざしてはどうか。

子育て・教育・文化

○子どもの虐待や貧困は表に出にくいので、子どもを見守る地域づくりに自身も取り組みたい。
○学校園の子どもたちに「明るく元気な多可町を私がつくる」という思いをもってもらい、「元気なあいさつ、ありがとう運動」を進めてはどうか。

協働・共生

○まちづくりに関する各種委員会にもっと若い世代が多く出席できるよう配慮してはどうか。
○住民と行政の交流の場を積極的に設け、住民の意見をまちづくりに積極的に生かしてはどうか。

※第２次多可町総合計画策定のための町民アンケート結果及び多可町総合計画審議会・専門部会意見より

第２部

基本構想

1．まちづくりの基本理念

2．まちづくりの基本姿勢

3．まちづくりの基本目標

4．将来の目標人口

第２部　基本構想

１．まちづくりの基本理念

私たちのふるさとは、大昔の大人（おおひと）が背筋をのばして暮らせたという、天たかく、のびのびとした土地です。

私たちは、この歴史文化を引き継ぎ、水と緑の恵みを得て、美しい農と林のまちをめざします。そして、ここに暮らす子どもから高齢者まで誰もが生きがいに満ち、笑顔を互いに大切にしながら、もっと住みやすく、もっと楽しいまちにしたいと願い、一人ひとりの元気と美しい心が空いっぱいにひろがるまちをめざします。

このようなまちをめざすなかで、私たちのまちの良さは地域コミュニティ力や地域の絆が強いところであり、将来にわたって「人がたからのまち」であることを大切にしていきます。さらに、小さくともきらりと輝き続けるまちでありたいという願いをもち続けていきます。

2．まちづくりの基本姿勢

多可町総合計画は、総合計画審議会（専門部会）・庁内策定検討委員会が、「住民と行政のパートナーシップ」でつくり、今後の本町のあるべき姿の実現を図るための計画です。第１次多可町総合計画では、計画に基づいてまちづくりを進めていくうえでの基本姿勢を「私たちのまちは、みんなで創る」としました。

第２次多可町総合計画では、住民と行政の一人ひとりの主体性をさらに強めていくために、「私たちのまちは　私たち一人ひとりが創る」を新たな基本姿勢とします。

基本姿勢

私たちのまちは　私たち一人ひとりが創る

○自分たちでできることは自分たちでする（自助）

○地域共同でできることは地域でする（共助）

○行政は法律で定められた責務を果たしながら自助・共助を応援する（公助）

自助・共助・公助により、みんなで、私たちのまちを創ります。

３．まちづくりの基本目標

基本目標 1　まちの誇り「水と緑」を守りつなぐまち

本町は、千ヶ峰、笠形山、妙見山をはじめとする美しい山々に囲まれ、三国岳を源とする杉原川と笠形山を源とする野間川が流れる、緑豊かな四季折々の美しさをもち、自然豊かな田園空間がひろがるまちです。

この美しい“水”と“緑”を守りつなぎ、これら自然との一体感を日々に肌で感じながら心豊かに生活できる住みやすいまちをめざします。

水と緑の保全

〇豊かな森林をまちの宝として森林の保全を推進します。

〇ふるさとの原風景や自然景観の保全を推進します。

〇源流のまちとして、恵まれた自然環境を次世代に残し、住民の皆さんが安心して生活できるよう、きれいな水を未来へ渡していきます。

環境保全意識の向上

〇循環型社会の実現をめざすとともに、環境学習を啓発・推進し、生活環境の保全を推進します。多可町バイオマスタウン構想を推進し、地球環境の保全をめざします。

基本目標 2　安全・安心・快適を実感できるまち

安全・安心な暮らしは、まちづくりの原点となります。頻発・激甚化する気象災害や巨大地震の発生の切迫性などを背景に、災害に強いまちづくりへの取組は今後一層重要になります。

災害に備えるとともに、生活・交通環境を整えることにより、誰もが安全・安心・快適に住み続けられるまちをめざします。

生活基盤の整備

○安全・安心でおいしい水の供給と、災害時における安定的な水の供給をめざします。

○汚水処理事業のより一層の効率化を進めます。

○豊かな自然と観光・交流施設等、地域の特性に応じた調和や活力を生む土地利用を推進します。

○まちが有する地域資源を活用して、定住につながる地域基盤を構築します。

交通環境の整備

○幹線道路網の整備及び未改良部分の改良整備を関係機関とともに推進します。

○生活道路や橋梁整備の充実を促進し、安全で快適なまちをめざします。

安全・安心のまちの形成

○日頃から災害に備え、いざという時に落ち着いて行動できる防災意識の高いまちをつくります。

○交通ルールとマナーを遵守した交通事故のない安全なまち、悪質な販売や消費者被害のないまちをめざします。

基本目標 3　働く場が充実し、地域の魅力が高まるまち

雇用の創出や雇用対策は、町民の皆さんの関心が特に高い取組の一つです。定住・移住の促進につなげていくためにも、働く場が充実するまちをめざします。

本町は、日本一の酒米『山田錦』、日本一の手すき和紙『杉原紙』、国民の祝日『敬老の日』の 3 つの発祥のまちであるという特性があります。この特性を生かして、地域の魅力をさらに高め、愛着と誇りを感じられるまちをめざします。

働く場の充実

○企業誘致の推進等を通じて、あらゆる産業を振興し、就業・雇用の確保を図ります。

○創業者を増やすとともに起業後の事業成長を促進します。

産業の振興

○地域が一体となって地域資源を活用した個性豊かな「多可町ブランド」の確立を図り、地域の商工・農・林・畜産業の活性化をめざします。

○特色ある農産物の生産や特産加工物の開発等により、収益のある農業の振興を図ります。

○自然や景観・歴史・文化を大切にしながら、誰でも気軽に訪れ、また、何度でも行ってみたいと思える賑わいと活気のある観光のまちをつくります。

定住・交流の促進

○住み続けたい、住んでみたいと思えるまちをつくります。

○本町の魅力を広く発信し、住みたいまちとして選ばれるよう移住希望者へ移住促進を図ります。

○農業・農村の多面的な価値が発揮できる「都市農村交流」を推進します。

基本目標 4　地域主体で支え合い、助け合う健康で人にやさしいまち

地域の人々が優しく、仲が良く、交流が多いまち。これはアンケート結果からもみえる本町に住む中学生と高校生の皆さんが感じている我がまちの良さです。

この地域の人々のあたたかさを生かし、みんなで支え合い、助け合うことにより、誰もが健康でいきいきと暮らせるまちをめざします。

健康づくりの推進

○一人ひとりが自ら主体となって健康づくりや健康管理を行い、生涯にわたり健康な体と豊かな心で暮らせるまちをめざします。

○心身ともに健やかで明るく活気のあるまちづくりの原動力として、食の安全確保を図ります。

地域主体の福祉の充実

○「敬老の日発祥のまち」として、高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心した生活を送ることができるまちをつくります。高齢者を地域ぐるみで支え合うまちをつくります。

○障がいの有無にかかわらず町民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできるまちをめざします。

医療・社会保障の充実

○あらゆる年代の皆さんが安心して質の高い医療が受けられるまちをめざします。

○国民健康保険（国保）や国民年金等の社会保障制度の安定運営により、病気やケガ、老後の生活の不安を軽減し、安心して生活ができる社会をめざします。

基本目標 5　子どもの元気な声があふれ、生涯にわたり笑顔で暮らせるまち

子どもの元気な声は地域全体を元気にします。同様に、住民の皆さんが生涯にわたって、ともに学び、つながることで地域は活気づきます。さらに、充実した暮らしを送る大人の姿を見て、子どもは豊かな心を育み、ふるさとに愛着をもつようになるという好循環が生まれます。

人口減少と少子高齢化が進むなかでも、子育て支援の充実やあらゆる世代の豊かな生活を支援することにより、子どもから高齢者まで、元気に、笑顔で暮らせるまちをめざします。

子育て支援・教育環境の充実

○子どもたちが、感性豊かに育つ教育・保育サービスを提供することで、保護者等が働きながらでも安心して子育てができるまちをつくります。

○学校園・保護者・地域の人々が連携することにより、一人ひとりの子どもを伸ばし、夢をもって自らの進路を切り開き、子どもが楽しく学び成長を実感できる学校園をつくります。

生涯学習・スポーツの推進

○生涯学習を通してあらゆる世代が互いに学び合い、教え合い、人がつながるまちをつくります。

○住民の皆さんがいきいきと暮らせるよう、スポーツを通して健やかに暮らせるまちをつくります。

文化の継承

○住民の皆さんが文化財や伝統文化にふれ、ふるさとに誇りや愛着がもてるよう、歴史や文化を大切にするまちをつくります。

基本目標 6　協働による自主自立のまち

協働のまちづくりとは、私たち一人ひとりが知恵とアイデアを出し合って、みんなで力を合わせて、まちの課題解決やより住みやすいまちづくりに主体的に取り組んでいくことです。住民と行政が様々な情報を共有することが、協働のまちづくりの推進につながります。

そのうえで、「私たちのまちは　私たち一人ひとりが創る」という基本姿勢を大事にして、住民・事業者・地域・行政が一体となって主体的に考え行動する自立のまちをめざします。

共生社会の形成

○一人ひとりがお互いの違いを認め合い、尊重しあうことができ、思いやりあふれる人権尊重のまちをつくります。男女がともにいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざします。

協働のまちづくりの推進

○「自分たちでできることから始める」意識づくりや活動の支援に努め、地域コミュニティの活性化を推進します。

○家庭や学校・地域社会において、若者が社会の一員として自らの役割と責任を自覚し、地域に貢献できるよう、若者の積極的なまちづくり参加を促進します。

○情報の適切な維持管理体制を整え、誰もが安全・安心に情報を活用することができる体制をつくります。

開かれた役場

○持続性のある健全な行政経営をめざします。情報に対する保護対策の充実を図り、電子自治体の推進を図ります。

○生活圏の拡大に伴う行政需要に対応するため、様々な分野にわたって広域行政・地域連携を推進します。

4．将来の目標人口

平成 27（2015）年 10 月に策定した本町の人口ビジョンでは、目標とする長期的な人口について、推計結果を総合的に検討したうえで、「積極的な転出抑制、転入促進、出生率回復等の施策を実行し、人口減少の抑制対策を着実に継続するとともに結婚・出産・子育て層の確保により世代間や年齢構成のバランスを改善していく」という政策の基本方針のもとに、人口対策を講じることにより、平成 72（2060）年で 12,400 人と設定するとともに、高齢化率を 39.4%に抑制することをめざします。

なお、定住人口対策にあわせて、町の地理的条件や自然環境など交流環境の優位性を生かし、定住人口としてカウントしない多様な半定住人口（二地域居住や週末滞在、リピーター滞在など）を積極的に呼び込むことで交流・連携による地域の活性化に取り組んでいくこととします。

項目	ケース	2015 年	2030 年	2045 年	2060 年
総人口（人）	現状趨勢ケース	21,858	17,715	13,510	9,672
	人口対策ケース	21,858	18,116	15,089	12,351
高齢化率（%）	現状趨勢ケース	33.6%	41.7%	48.0%	49.8%
	人口対策ケース	33.6%	40.4%	42.7%	39.4%

※1 現状趨勢ケース：合計特殊出生率（約 1.4）および社会移動（転出超）が今後も続くと仮定した場合
※2 人口対策ケース：積極的な人口減少の抑制対策を行うことを前提条件とした場合

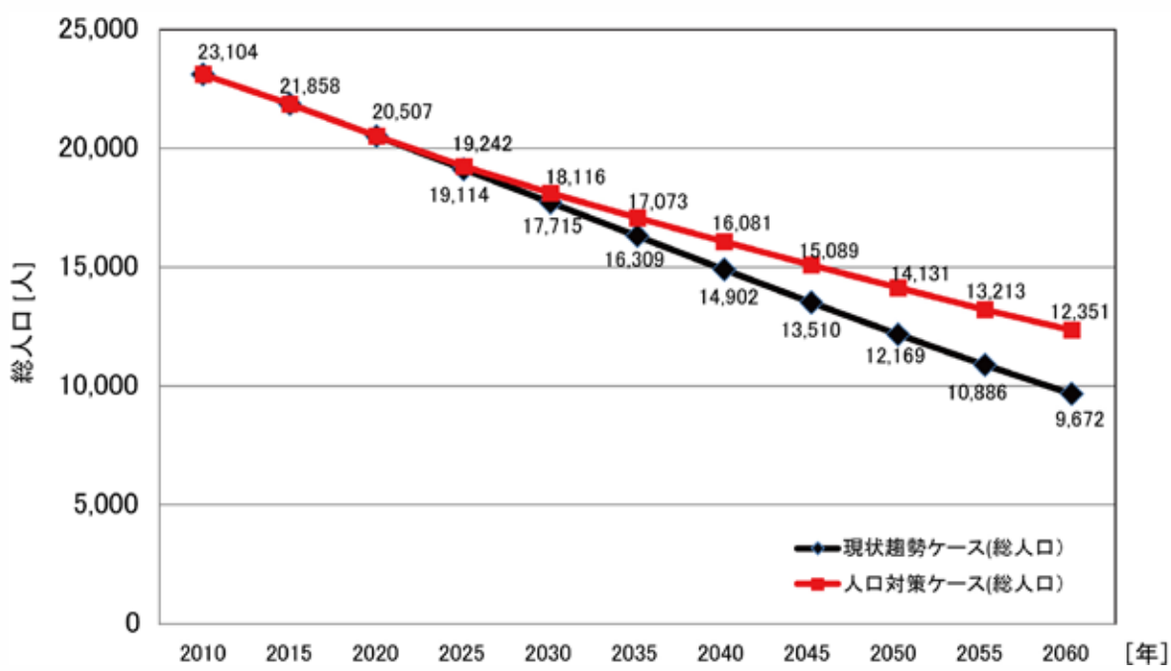

総人口の推移（2010～2060 年）

出典：多可町人口ビジョン（平成 27 年 10 月）

第 3 部

まちづくりの重点プロジェクト

1. 人口減少に負けないまちづくり
2. 高齢化の進展にあわせたまちづくり
3. 働く場が充実し、活気あふれるまちづくり

第３部　まちづくりの重点プロジェクト

まちの重点課題である「人口減少」及び「少子高齢化」に対応していくため、重点的に取り組む施策として「重点プロジェクト」を設定し、基本計画のなかで展開します。

まちづくりの重点プロジェクト

1. 人口減少に負けないまちづくり
2. 高齢化の進展にあわせたまちづくり
3. 働く場が充実し活気あふれるまちづくり

１．人口減少に負けないまちづくり

本町は既に人口減少が進んでおり、今後、近年の社会減（転出が転入を上回る）や自然減（死亡が出生を上回る）の構造が続き、人口減少を抑制する対策を講じなかった場合、平成 72（2060）年には１万人を下回る見込みとなっています。

人口減少のスピードを低減させるため、町内に住む人の転出を抑制するとともに、町外からの転入を促す取組、出生率向上の取組等を推進します。

【まちづくりの方向性と具体的な取組】

人口減少に負けないまちづくり

◆まちへの誇りや愛着の醸成による定住促進

- **◎まちを育む地域間交流の促進**　⇒基本計画Ｐ58
- **◎定住化対策としての交流事業の推進**　⇒基本計画Ｐ58
- **◎ふるさと教育・キャリア教育の推進**　⇒基本計画Ｐ78
- **◎伝統文化にふれる体験学習の充実**　⇒基本計画Ｐ85

◆まちの魅力発信による移住促進

- **◎空き家等情報バンク制度の推進**　⇒基本計画Ｐ39
- **◎宅地造成地「ハイランドかみの郷」の販売促進**　⇒基本計画Ｐ39
- **◎空き家活用の支援**　⇒基本計画Ｐ39
- **◎定住コンシェルジュの活動促進**　⇒基本計画Ｐ59
- **◎移住者向けの情報発信の充実**　⇒基本計画Ｐ59

◆出生率の向上

- **◎子育て家庭を支援する多様なサービスの提供**　⇒基本計画Ｐ75
- **◎多様な働き方を実現し、子育てと仕事の両立による少子化防止への取組**　⇒基本計画Ｐ75
- **◎母子保健事業の充実**　⇒基本計画Ｐ75

2．高齢化の進展にあわせたまちづくり

本町は人口減少と同時に、高齢化が急速に進んでいます。平成 29（2017）年 2 月時点における高齢化率は 34.9%であり、兵庫県平均 27.5%と比べて高くなっています。

今後も高齢化が進むことが予測されることから、高齢者が生きがいをもって、元気に暮らせるまちづくりを推進します。

高齢化の進展にあわせたまちづくり

［まちづくりの方向性と具体的な取組］

◆高齢者への快適な暮らしの提供

- **◎安全・安心・快適に利用できる公共交通システムの実現** ⇒基本計画Ｐ36
- **◎一般住宅のバリアフリー対策** ⇒基本計画Ｐ37
- **◎交通安全対策の推進** ⇒基本計画Ｐ45
- **◎地域医療の充実と確保** ⇒基本計画Ｐ70
- **◎生涯大学の推進** ⇒基本計画Ｐ81

◆高齢者の活躍の場づくり

- **◎ワークシェアリングの促進** ⇒基本計画Ｐ49
- **◎まちを育む地域間交流の促進** ⇒基本計画Ｐ58
- **◎高齢者の社会参加の促進** ⇒基本計画Ｐ67
- **◎高齢者の就労支援** ⇒基本計画Ｐ67
- **◎住み慣れた地域で生活するためのサービスの充実** ⇒基本計画Ｐ67

◆健康増進

- **◎健康保養地事業の推進** ⇒基本計画Ｐ57
- **◎介護予防の推進** ⇒基本計画Ｐ67

◆高齢者との交流の推進

- **◎互いに支え合う地域福祉の推進** ⇒基本計画Ｐ67
- **◎子どもを育てるための世代間交流、地域間交流の推進** ⇒基本計画Ｐ77

3．働く場が充実し、活気あふれるまちづくり

本町への定住・移住促進を図っていくうえで、雇用の創出は重要な課題となっています。

企業の誘致・規模拡大を図ると同時に、様々な分野で多様な雇用を生み出せるよう、働く場の充実に取り組みます。

働く場が充実し活気あふれるまちづくり

［まちづくりの方向性と具体的な取組］

◆企業の誘致･規模拡大

- **◎企業誘致事業の推進** ⇒基本計画Ｐ49
- **◎経営体質の強化に取り組む企業支援** ⇒基本計画Ｐ49

◆創業･起業支援

- **◎ワンストップ相談窓口の設置** ⇒基本計画Ｐ50
- **◎創業塾の開催** ⇒基本計画Ｐ50

◆多様なニーズに合った雇用の場の確保

- **◎雇用情報の発信** ⇒基本計画Ｐ49
- **◎ワークシェアリングの促進** ⇒基本計画Ｐ49
- **◎高齢者の就労支援** ⇒基本計画Ｐ67
- **◎障がい者の社会参加と交流の促進** ⇒基本計画Ｐ69

第 4 部

基本計画

■基本計画の見方

政策
本町のまちづくりの方向性を示すものです。17 の政策のどれに該当するかを示します。

施策
政策を実現するための方策です。37 の施策のどれに該当するかを示します。

政策 1　水と緑の保全

施策 1　森林環境の保全を推進する

基本方針
施策に対する今後 10 年に向けた基本方針を示します。

基本方針

豊かな森林をまちの宝として森林の保全を推進します。そのため、水源かん養※1、山地崩壊防止、大気の浄化作用、野生動物の生態調和等、その機能が発揮できるよう、高齢人工林の部分伐採、針広混交林※2への誘導、人と野生動物を棲み分ける緩衝帯の設置に取り組みます。また、低コストで効率的な原木生産を目的とした林業経営を推進します。

現状と課題

○手入れ不足の高齢人工林が急増することから、災害や病害虫による壊滅的な被害を受ける恐れがあります。このため、広葉樹等を植栽し、水土保全能力が高く公益的機能を発揮する森林を整備する必要があります。整備にあたっては、過去の実績を紹介するなどして山林所有者の理解が得られるよう努力していますが、所有者の承諾が課題となっています。

○増大する野生動物の被害に対し、県民緑税を活用した「災害に強い森づくり事業」に取り組み、保水効果を高め、森林が本来もつ機能を回復させることで、動物が里山に降りてこない環境を整備しています。今後も取組の継続が必要です。

○適切な林業経営、森林の整備・保全を目的に、兵庫県広域基幹林道千ケ峰・三国岳線（多可町部分）を、平成 30（2018）年度の完成をめざして整備しています。
多可町部分整備率 94.9%（平成 27（2015）年度末現在）

■住民満足度調査結果

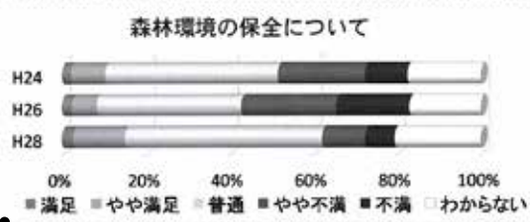

現状と課題
各施策についての、これまでの取組の現状と今後の課題を示します。

住民満足度調査結果
住民満足度調査は、第 1 次多可町総合計画に基づき、現状の行政サービスについて、住民の皆さんがどのくらい満足しておられ、何を重要と感じておられるのか等を把握するための調査で定期的に実施しています。
ここでは、各施策と関連する住民満足度調査の項目について、平成 24 年度、26 年度、28 年度の結果を掲載しています。

取り組む事項
施策を実現するための具体的な取組を示します。

取り組む事項

◎低コストで効率的な原木供給体制の整備
・低コストで効率的な原木生産のため、伐採可能なスギ・ヒノキ等の人工林の団地化区域を中心に、ひょうご林内路網 1000km 整備プランに基づき、林道・作業道の計画的な整備を行います。

◎多面的な機能をもつ森林の整備
・広範囲に広がる手入れ不足の高齢人工林を部分伐採し、その跡地に広葉樹を植栽することにより、引き続き風水害等に対応した多面的かつ防災機能をもつ針広混交林への誘導を行います。

◎森林の保全と再生
・野生動物による農作物被害が深刻な地
で、野生動物が里に降りてこない環境
で、生息地となる森林の整備・再生を

◎有害鳥獣の対策
・拡大する野生鳥獣被害に対し、集落単
連携し、捕獲檻設置を推進する等、野

めざそう値
施策の達成状況を評価するための指標と数値目標を示します。

▼現状値と目標値の基準年について
・現状値は平成 27（2015）年度、目標値は平成 38（2026）年度を基準としています。

▼数値の見方について
・「／年」が付いている場合は、単年の数値（延べ）を表しています。
・「／年」が付いていない場合は、10 年間の累計値を表しています。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
森林整備面積	210ha／年	250ha／年
集落防護柵整備延長	115km	200km

関連する計画

・多可町森林整備計画

関連する計画
施策に関連する本町が策定する計画を示します。

【用語解説】
※1 水源かん養：水資源の貯留や洪水の緩和、水質の浄化などの森林が発揮する機能のこと。
※2 針広混交林：針葉樹と広葉樹が入り混じった林。

用語解説
専門用語や難解な用語を解説します。

■基本計画の体系

基本目標	政策	施策	ページ
1 まちの誇り「水と緑」を守りつなぐまち	1 水と緑の保全	1 森林環境の保全を推進する	26
		2 美しい田園景観の保全を推進する	28
		3 きれいな川を維持する	29
	2 環境保全意識の向上	4 環境意識の高いまちをめざす	30
2 安全・安心・快適を実感できるまち	3 生活基盤の整備	5 おいしい水を安定して飲める環境を整備する	34
		6 下水道の適切な維持管理を図る	35
		7 安心して住み続けるための住環境をつくる	36
		8 まちの資源を活用し定住につながる地域基盤を構築する	38
	4 交通環境の整備	9 交流と経済を支える幹線道路を整備する	40
		10 快適な暮らしを実現する生活道路を整備する	41
	5 安全・安心のまちの形成	11 災害に強いまちづくりを推進する	42
		12 安全安心で暮らせるまちづくりを推進する	44
3 働く場が充実し、地域の魅力が高まるまち	6 働く場の充実	13 生きがいをもって安心して働ける場の創出をめざす	48
		14 継続的な創業・起業を支援する	50
	7 産業の振興	15 商工・農・林・畜間の連携を図り、新たなブランドをつくる	52
		16 収益のある農業の振興を図る	54
		17 優れた地域資源を活用し、観光の振興を図る	56
	8 定住・交流の促進	18 まちへの愛着を醸成し、定住促進を図る	58
		19 地域の魅力の発信を通してまちへの移住促進を図る	59
		20 地域間の交流を推進し、まちの賑わいをつくる	60
4 地域主体で支え合い、助け合う健康で人にやさしいまち	9 健康づくりの推進	21 住民主体の健康づくりを推進する	62
		22 食育をさらに推進する	64
	10 地域主体の福祉の充実	23 健康でいきいきと暮らすことのできる高齢者福祉を推進する	66
		24 ともに生きる障がい者福祉を充実する	68
	11 医療・社会保障の充実	25 安心できる地域医療体制を確保する	70
		26 安心して生活を送ることのできる社会保障制度を充実する	71
5 子どもの元気な声があふれ、生涯にわたり笑顔で暮らせるまち	12 子育て支援・教育環境の充実	27 子育て世代への支援を推進する	74
		28 家庭・地域とともに個性ある学校園をつくる	76
	13 生涯学習・スポーツの推進	29 生涯を通して、学び、教え合う生涯学習を推進する	80
		30 健康で生きがいのある生涯スポーツを推進する	82
	14 文化の継承	31 文化と伝統に息づいたまちをつくる	84
6 協働による自主自立のまち	15 共生社会の形成	32 人権尊重のまちをつくる	88
	16 協働のまちづくりの推進	33 住民主体の協働のまちづくりを推進する	90
		34 若者が主体的に活躍できるまちづくりを推進する	92
		35 まちづくりに必要な情報の共有体制を充実する	93
	17 開かれた役場	36 効率的・効果的な行政経営を推進する	94
		37 効果的な広域連携を推進する	96

基本目標１

まちの誇り「水と緑」を守り つなぐまち

政策１　水と緑の保全

施策１　森林環境の保全を推進する

施策２　美しい田園景観の保全を推進する

施策３　きれいな川を維持する

政策２　環境保全意識の向上

施策４　環境意識の高いまちをめざす

政策 1　水と緑の保全

施策 1　森林環境の保全を推進する

基本方針

豊かな森林をまちの宝として森林の保全を推進します。そのため、水源かん養※1、山地崩壊防止、大気の浄化作用、野生動物の生態調和等、その機能が発揮できるよう、高齢人工林の部分伐採、針広混交林※2への誘導、人と野生動物を棲み分ける緩衝帯の設置に取り組みます。また、低コストで効率的な原木生産を目的とした林業経営を推進します。

現状と課題

○手入れ不足の高齢人工林が急増することから、災害や病害虫による壊滅的な被害を受ける恐れがあります。このため、広葉樹等を植栽し、水土保全能力が高く公益的機能を発揮する森林を整備する必要があります。整備にあたっては、過去の実績を紹介するなどして山林所有者の理解が得られるよう努力していますが、所有者の承諾が課題となっています。

○増大する野生動物の被害に対し、県民緑税を活用した「災害に強い森づくり事業」に取り組み、保水効果を高め、森林が本来もつ機能を回復させることで、動物が里山に降りてこない環境を整備しています。今後も取組の継続が必要です。

○適切な林業経営、森林の整備・保全を目的に、兵庫県広域基幹林道千ケ峰・三国岳線（多可町部分）を、平成 30（2018）年度の完成をめざして整備しています。
多可町部分整備率 94.9%（平成 27（2015）年度末現在）

■住民満足度調査結果

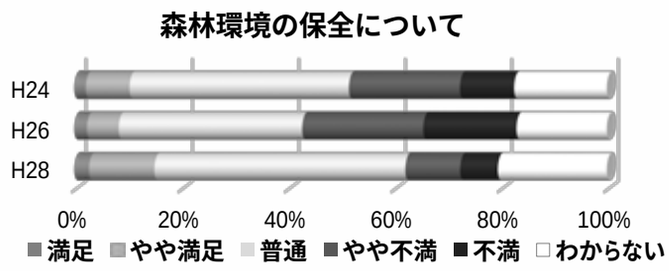

取り組む事項

◎低コストで効率的な原木供給体制の整備

・低コストで効率的な原木生産のため、伐採可能なスギ・ヒノキ等の人工林の団地化区域を中心に、ひょうご林内路網 1000㎞ 整備プランに基づき、林道・作業道の計画的な整備を行います。

◎多面的な機能をもつ森林の整備

・広範囲に広がる手入れ不足の高齢人工林を部分伐採し、その跡地に広葉樹を植栽することにより、引き続き風水害等に対応した多面的かつ防災機能をもつ針広混交林への誘導を行います。

◎森林の保全と再生

・野生動物による農作物被害が深刻な地域において、人と野生動物を棲み分ける緩衝帯を設置することで、野生動物が里に降りてこない環境を整備するとともに、広葉樹等の餌となる樹木を植樹することで、生息地となる森林の整備・再生を強化します。

◎有害鳥獣の対策

・拡大する野生鳥獣被害に対し、集落単位等面的な防除施設の整備を行います。また、猟友会や集落と連携し、捕獲檻設置を推進する等、野生鳥獣被害対策の強化を図ります。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
森林整備面積	210ha／年	250ha／年
集落防護柵整備延長	115㎞	200㎞

関連する計画

・多可町森林整備計画

【用語解説】

※1 水源かん養：水資源の貯留や洪水の緩和、水質の浄化などの森林が発揮する機能のこと。
※2 針広混交林：針葉樹と広葉樹が入り混じった林。

政策 1　水と緑の保全

施策 2　美しい田園景観の保全を推進する

基本方針

ふるさとの原風景や自然景観の保全を推進します。そのために、中山間地域における農地・農業用施設・農村環境の保全を強化するとともに、多面的機能を有する棚田の保全、遊休農地の解消及び荒廃農地の発生防止に努めます。

現状と課題

○農業は食糧、その他農産物の供給機能以外に、国土保全、水源かん養、自然環境保全等の多面的機能を有しています。その農業を持続的なものにするため農山村の生活環境の計画的・総合的な整備、維持管理に対する取組を支援していく必要があります。

○農業者の高齢化や後継者不足、獣害等により、農地の遊休化が進んでいます。収益性も考慮した遊休農地の解消や発生防止対策に取り組む必要があります。

■住民満足度調査結果

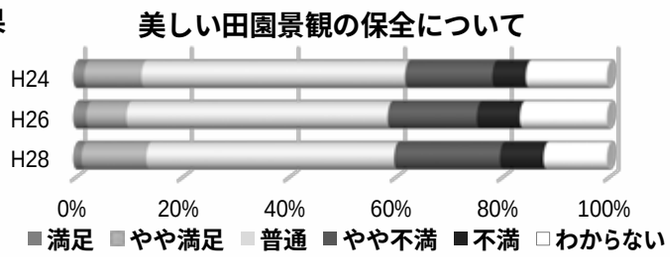

取り組む事項

◎農業生産基盤と農山村生活の環境整備

・農業生産基盤となる農地・農業用施設などの整備や農山村生活の環境整備を計画的に実施します。また、農業を持続的なものにするために地域による施設の維持管理に対する取組を支援していきます。

◎遊休農地、耕作放棄地の対策

・集落営農組織※1や担い手への農地集積による有効活用を図るほか、国・県と連携を図り農地情報を整備し、新規就農者や参入企業への情報提供に努めます。

・山ぎわ等に適したコウゾやラベンダー等、付加価値のある作物の栽培に取り組む集落や団体による農地の活用を推進します。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
耕作放棄地率	1.8%	1.0%

【用語解説】

※1 集落営農組織：集落を単位として、農業生産過程における一部または全部について共同化・統一化に関する合意のもとに実施される営農組織のこと。

政策 1　水と緑の保全

施策 3　きれいな川を維持する

基本方針

源流のまちとして、恵まれた自然環境を次世代に残し、住民の皆さんが安心して生活できるよう、きれいな水を未来へ引き継いでいきます。そのために、地域住民の参加による美化意識の高揚と水辺環境の維持に努めます。

現状と課題

○町全域で各集落の住民により、町内の主流河川の清掃美化活動が行われていますが、見逃されがちな支流の環境についても対応するため、今後は事業対象の河川に集落の身近な小河川も加えて、取組のすそを広げ維持管理を行うことが必要です。

○源流近くの上流域でみられ、澄んだ水に自生する「梅花藻」や、「ほたるの宿路」を主として美しいホタルが飛び交う多くの川は、きれいな川の象徴であり、今後も集落を中心として維持管理していくことが必要です。

○町内の河川の水質調査を実施し、安全な水質の維持に努めています。水質については、概ね良好な状況を維持しています。

○突発的事故による河川の汚染発生時には、その都度、町は国県等関係機関と連携し、速やかに原因者の特定と指導、処置を行っています。

■住民満足度調査結果　　きれいな川の維持について

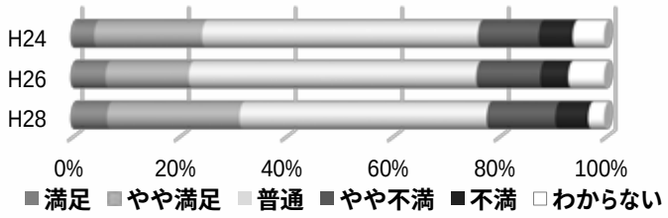

取り組む事項

◎河川の保全と水質の向上

・源流のまちとして、良好な河川環境の維持を図るため、主要な河川について定期的な水質調査を実施・公表し、水質維持に関する意識の啓発を図ります。

・多可町環境保全条例に基づき、個人、事業主に対して、水質維持に関する注意喚起を行い、河川の汚染等については指導を徹底していきます。

・地域住民による環境美化活動の支援を行い、環境に関する意識の醸成を図ります。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
河川清掃活動に取り組む集落数	56 集落	62 集落

政策 2　環境保全意識の向上

施策 4　環境意識の高いまちをめざす

基本方針

ごみ分別の徹底や資源ごみリサイクル等、ごみ排出の抑制に取り組み、循環型社会を実現します。また、地域が一体となって、ごみのポイ捨てや不法投棄等の防止に取り組むとともに、ペットに関するマナーの向上等環境学習を啓発・推進し、生活環境の保全に努めます。さらに、地球環境のバランスを取り戻すために、行政は率先して温室効果ガスの排出量削減に取り組むとともに、地球温暖化問題に関する啓発活動に努めます。

環境問題への貢献のために、農林業や家庭等から発生する様々なバイオマス※1の利活用を図る多可町バイオマスタウン構想を推進します。また、地球にやさしい再生可能エネルギーの研究を進め、地球環境の保全に努めます。

現状と課題

○平成 26（2014）年度の本町の一人一日あたりのごみの排出量は 636ｇで県内自治体最低量となっていますが、資源化率（ごみ処理量に対し、資源化される量）は 23.8%であり、平成 22（2010）年度より低下しています。資源化率の向上に向けた取組を推進していくことが必要です。

○北播磨清掃事務組合「みどり園」の稼働期限が定められていることから「ごみは資源」の基本理念のもと、新たな場所でのごみ処理施設の整備を進めていくことが必要です。

○循環型社会の形成への取組として、主にバイオマス資源の利活用を行っています。平成 27（2015）年度に木質チップ工場を増強し、生産量が増えたため、今後は安定した需要の確保が課題です。

○環境学習への取組として、多可町環境保全条例を周知徹底するため、広報たか等で啓発を行い、指導が必要な場合は随時対応しています。

○地球温暖化防止については、多可町役場地球温暖化対策実行計画に基づき町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量削減・吸収作用の保全強化に取り組んでいます。

○道路・河川等については地域住民が主体となっての清掃美化活動の取組が行われており、今後も活動の広がりが必要です。

■住民満足度調査結果

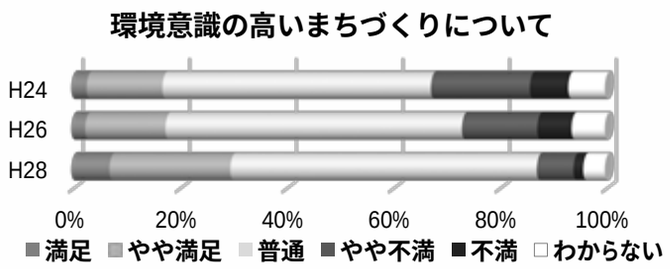

取り組む事項

◎ごみの減量化の推進

・分別回収、資源ごみ回収を徹底させるため、引き続きごみ減量・資源化啓発事業を行います。
・公共施設における地球温暖化防止対策を実行するとともに、一般家庭や事業者への意識啓発活動に取り組みます。

◎ごみの不法投棄対策

・道路空地、河川敷、山林、農用地等常習箇所へのごみの不法投棄対策として、パトロール車による啓発を強化するとともに、土地所有者・地域の共通した認識のもとで対策を推進します。

◎新たなごみ処理施設の整備

・廃棄物の 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を総合的に推進する新たなごみ処理施設の整備をめざします。

◎環境学習・環境教育の推進

・地球温暖化防止対策をはじめ、ペットの飼育、ごみ処理、リサイクル、水質等の環境全般について学ぶ機会を提供するとともに、家庭や町内の事業所等に環境衛生、不法投棄、省エネルギーや地球温暖化防止対策等に関する啓発に努めます。

◎多可町バイオマスタウン構想の推進

・多可町バイオマスタウン構想に基づき、木質バイオマスの利活用に取り組みます。
・エネルギー利用として、木質チップボイラー設置の施設を維持し、木質チップ利用量を一定水準に確保します。また、木質バイオマスを用いた二次製品の開発も推進します。

◎再生可能エネルギーの導入

・環境への負荷が少ない再生可能エネルギーのさらなる普及と促進のため、太陽光発電等の導入に向けた調査・研究を行います。

◎地域ぐるみで取り組む清掃美化活動の推進

・道路・河川等を、地域住民がボランティアで清掃美化活動を行い、快適な生活環境の創出に取り組みます。このことを通して、地域への愛着心を深め、地域コミュニティを促進します。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
一人一日あたりのごみ排出量	636ｇ（*1）	600ｇ
木質チップの生産量	860 トン／年	1,032 トン／年

（*1）平成 26 年度の実績値

関連する計画

・多可町役場地球温暖化対策実行計画　　・多可町バイオマスタウン構想

【用語解説】

※1 バイオマス：生物資源（bio：バイオ）の量（mass：マス）を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

基本目標 2

安全・安心・快適を実感できるまち

政策 3　生活基盤の整備

施策 5　おいしい水を安定して飲める環境を整備する

施策 6　下水道の適切な維持管理を図る

施策 7　安心して住み続けるための住環境をつくる

施策 8　まちの資源を活用し定住につながる地域基盤を構築する

政策 4　交通環境の整備

施策 9　交流と経済を支える幹線道路を整備する

施策 10　快適な暮らしを実現する生活道路を整備する

政策 5　安全・安心のまちの形成

施策 11　災害に強いまちづくりを推進する

施策 12　安全安心で暮らせるまちづくりを推進する

政策 3　生活基盤の整備

施策 5　おいしい水を安定して飲める環境を整備する

基本方針

安全・安心でおいしい水の供給、災害時にも安定的な給水を行うために配水管の耐震化等の施設水準の向上に向けた取組に努めます。水道施設等の計画的な更新と、組織編制及び事務の効率化や施設管理体制の見直しなど積極的に推進します。

現状と課題

○平成 28（2016）年 4 月 1 日に事業認可を変更し簡易水道を上水道に事業統合しました。
○経営面では、人口の減少や節水機器の普及により水需要が減少しており、給水収益は減少傾向にあります。一方では多くの施設で老朽化が進んでおり、管路等の更新が求められています。
水資源の有効利用を目的に、水道の有収率※1 を向上させる必要があります。
○水道施設については、日常及び定期的な点検とともに、迅速な部品交換等を実施し、耐用年数を超えて使用できるよう努めています。管路については、漏水等の発生頻度の高い地域を優先的に更新し、GX 管（耐震管）に代替することにより耐震化と長寿命化を図っています。今後も更新計画と整合を図りながら、長期に使用できるよう維持管理を行うことが必要です。
○人口減少や管路の老朽化等の問題については、近隣市町においても同様の問題が見られるため、3 市 1 町（加西市、加東市、西脇市、多可町）の北播磨広域定住自立圏共生ビジョンで対応の検討を開始しており、広域での検討が引き続き求められます。

■住民満足度調査結果　おいしい水を安定して飲める環境整備について

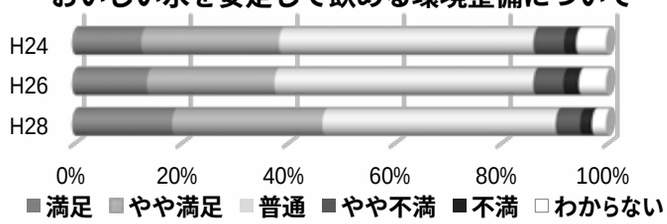

取り組む事項

◎水道の整備

・水道施設等の計画的な更新を進め、組織編制及び事務の効率化や施設管理体制の見直しなど経営面の健全化を図ります。

◎水道事業経営の健全化

・水道経営において、民間ノウハウの活用や業務の効率化、省力化を考慮し委託できるものはできるだけ民間へ委託するように努め、加えて施設の耐震化や管路の更新、日常の施設管理を適切に行えるよう技術継承に努めます。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
水道有収率	85.6%	90.0%

関連する計画

・多可町水道ビジョン

【用語解説】　※1 有収率：有収水量（料金徴収の対象となった水量）÷給水量

施策 6　下水道の適切な維持管理を図る

基本方針

今後、下水道施設の改築・更新等、下水道事業に必要な建設改良費が増加します。町の財政状況や少子高齢化等による人口減少等の下水道を取り巻く社会的・経済的環境が厳しくなっていくなかで、汚水処理事業のより一層の効率化を進めます。

現状と課題

○本町の下水道建設工事は平成 12（2000）年度に概ね完了し、以後維持管理業務を重点に行っています。

○平成 27（2015）年度より下水処理場の老朽化対策や改築更新等の長寿命化工事に着手しています。また、本町の下水処理人口は多可町生活排水処理計画によると、平成 37（2025）年度に 19,855 人にまで減少する見込みであり、下水道施設の統廃合による効率化を含め、維持管理経費の削減を計画的に実施していく必要があります。

■住民満足度調査結果

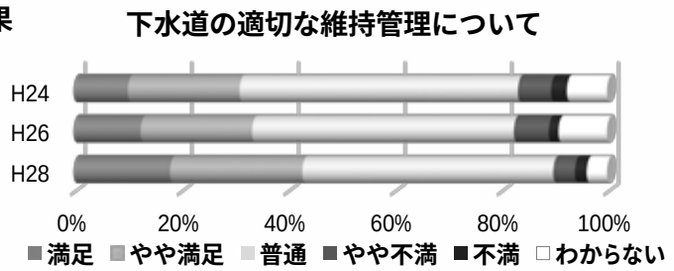

取り組む事項

◎下水道の整備

・平成 28（2016）年 4 月の多可町生活排水処理計画の変更により、下水処理区の統廃合の検討を行い、効率的な汚水処理整備計画への見直しをしました。今後の安定的な公共下水道事業の運営のため、平成 36（2024）年度を目標に処理区を統合し、下水処理施設を 15 ケ所から 8 ケ所に減らします。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
下水処理施設	15 ケ所	8 ケ所

関連する計画

・多可町生活排水処理計画

政策 3　生活基盤の整備

施策 7　安心して住み続けるための住環境をつくる

基本方針

豊かな自然と観光・交流施設等、地域の特性に応じた調和や活力を生む土地利用を推進します。そのため、町全域を見据えたうえで、住民の皆さんの理解のもと、都市計画等の規制・誘導の方策を活用する等、住環境整備を行い、安心して住み続けるための秩序あるまちづくりを計画的に行います。

また、路線バスの運行確保やコミュニティバス等の整備・充実を図り、子どもや高齢者等の交通弱者も安心かつ円滑に移動できる公共交通の確保に努めます。

現状と課題

○都市公園は 14 ケ所あり、安全性の確保を目的に、定期的に遊具等を目視点検し、老朽化したものは原則撤去の方針で対応しています。また、防犯対策も視野にいれて管理を行っています。

○住宅については、住まいの新築助成制度等を活用して住まいの整備を支援してきました。今後も同制度を有効活用し、生活の質の向上を推進していく必要があります。

○住宅のバリアフリー化については、高齢者福祉施策として、住宅助成事業を行っています。

○公共交通については、現在の利用状況等について検証を行い、利用者がより利用しやすい形態の交通手段も含めた協議、検討が必要です。コミュニティバスについては、利便性の向上をめざし、他市町との連携や小型化への移行も検討していくことが必要です。

○旧建築基準法（昭和 56（1981）年 5 月 31 日以前）により建築された一般住宅等の耐震化を進め、災害に強い安全安心な住環境の整備を図ることが必要です。

○老朽化した空き家が増加していることから、周辺住民の生活の安全を守るため、老朽空き家の撤去等の対策を進めていくことが必要です。

■住民満足度調査結果

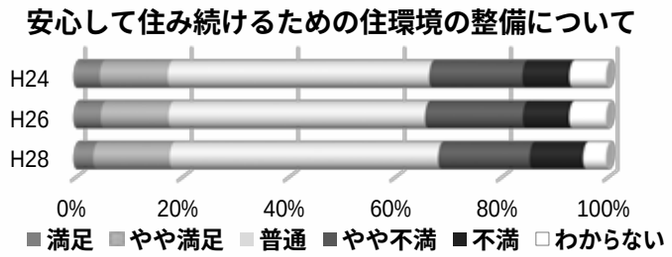

取り組む事項

◎路線バス・コミュニティバスの運行維持確保

・広域的な路線系統となる路線バスについては、既存路線の運行維持に努め、事業者によるノウハウや資産・設備等を活用しながら他市町との連携も検討を行い、安全な運行と利便性の向上に努めます。

・コミュニティバスの運行については、利用状況等について検証を行い、地域特性・利用者ニーズに応じた運行計画等を見直し、適切な運行に努めます。

◎安全・安心・快適に利用できる公共交通システムの実現

・住民のニーズや地理条件、地域の実情を考慮し、通勤・通学・通院・買い物等、住民の日常を支え、誰もが利用しやすい持続可能な公共交通手段について、継続して検討します。

◎住まいの新築助成制度、中古住宅購入助成制度、住宅リフォーム助成制度の推進

・地域資源等を活用した住環境整備に必要な支援策を展開することにより、地場産業の振興と町内建築業者の技能・技術の継承並びに地域経済の活性化と定住・移住促進を図り住みやすい住環境づくりを推進します。

◎安心できる住環境の整備

・一般住宅簡易耐震診断推進事業に取り組み、耐震化を進め災害に強い住宅で住民が安心して生活できる住環境づくりへの啓発と支援を行います。

◎特定空き家対策

・適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことのないように、空き家対策ガイドラインに基づき空き家等に関する施策を推進します。

◎一般住宅のバリアフリー対策

・現在または将来の身体状況に対処し、住みなれたところで、できるだけ長く暮らせるよう、住宅のバリアフリー化への支援を行い住環境の改善を図ります。

◎定住の基盤となる計画的な土地利用の推進

・全町的な視点に立ち、町を一体的に整備、開発及び保全していくため、地域の土地を有効に活用できる仕組みを推進していきます。
・兵庫県の「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」（緑条例）や「景観の形成等に関する条例」（景観条例）での規定に基づき、一定以上の規模の開発行為に対し適正な指導を行い、特色ある景観や自然環境を守り、保全していきます。
・土地に関する基礎資料となる地籍調査を、集落及び土地所有者の協力を得ながら、順次推進していきます。

◎安全安心の公園整備

・地域住民の憩いの場、ふれあいと安らぎの場であるとともに、災害時等の避難場所となりうる公園について、定期的な点検パトロールと適正な維持管理を行います。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
路線バス・コミバス乗車人数	14 万人／年	14 万人／年
住宅助成事業件数	56 件	100 件
耐震診断件数	2 件	30 件
特定空き家対策相談件数	4 件	30 件

関連する計画

・都市計画区域マスタープラン（東播磨地域）
・多可町地域公共交通総合連携計画
・多可町住宅マスタープラン

政策 3　生活基盤の整備

施策 8　まちの資源を活用し定住につながる地域基盤を構築する

基本方針

まちが有する地域資源を活用して、定住につながる地域基盤を構築します。そのため、住民・事業者・地域・行政が一体となり、空き家、町営住宅及び分譲地の活用等、定住・移住を促進し、まちの活性化に努めます。

現状と課題

○町内に数多く存在する空き家を良質な住宅ストックとして有効活用できる仕組みづくりや物件の掘り起こしを官民協働で行う必要があります。宅地造成地「ハイランドかみの郷」については情報発信を強化し、定住促進につなげていくことが求められます。

○町営住宅については、耐用年数が経過し、老朽化が懸念される住宅が存在するため、民間賃貸住宅と町営住宅とのバランスをとりながら、本町としての町営住宅の適正管理戸数を精査する必要があります。

○町営住宅入居者の高齢化が進んでおり、見守りの体制づくりが必要です。

■住民満足度調査結果　空き家等を活用した定住促進について

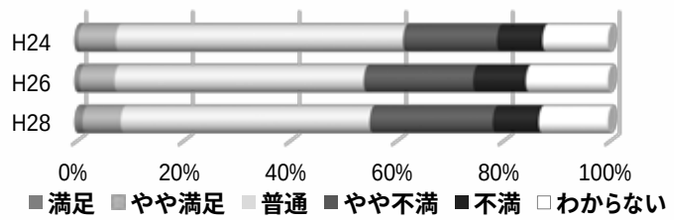

取り組む事項

◎空き家等情報バンク制度の推進

・宅地建物取引業者との連携を図り、空き家バンク※1登録の充実を図ります。町のホームページに民間不動産情報を取り入れるなど、幅広く情報を発信していきます。

・町内に数多く存在する空き家について、西脇市とも連携しながら、効果的な取組について検討を行い、定住化につなげ、地域の活力を創造します。

◎宅地造成地「ハイランドかみの郷」の販売促進

・本町の地域性、強みをアピールしながら、「分譲地購入助成」、「住宅新築助成制度」、「子育て支援制度」等、様々な助成制度を活用しながら販売を促進し、定住化につなげます。

◎町営住宅の適正供給と適正な維持管理

・多可町住宅マスタープランに基づき、町営住宅の適正供給を維持するとともに、民間賃貸住宅の供給促進と空き家の活用等を行いながら、多可町公営住宅等長寿命化計画により、施設の計画的修繕に努め、良質な住環境を整備します。

・高齢者世帯の増加対策として福祉施策と連動し、団地ごとに主体的に管理人を決め、区長、民生委員等、地域ネットワークにより推進するなど、地域において高齢者を見守る対応を引き続き行います。

◎空き家活用の支援

・空き家の増加は、地域コミュニティの希薄化、地域活力の低下を招くとともに、放置されれば周辺の生活環境や安全性を悪化させることから、空き家を活用した事業への支援を促進します。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
空き家バンク登録者の内の契約数	1 件	40 件
宅地分譲地の契約件数	0 件	4 件

関連する計画

・多可町住宅マスタープラン

・多可町公営住宅等長寿命化計画

【用語解説】

※1 空き家バンク：空き家を探している方と空き家や空き物件を所有している方の縁結びをしようとする制度。

政策 4　交通環境の整備

施策 9　交流と経済を支える幹線道路を整備する

基本方針

国道及び県道は、都市部や近隣市町との交流促進や経済物流等、広域的なまちづくりを推進し、災害・緊急時の人員搬送の動脈となる重要な道路であることから、継続的な整備・改良が必要です。そのため、基幹道路網等の整備及び未改良部分の改良整備を関係機関とともに推進していきます。

現状と課題

○主な高速道路との連絡道路網や地域連携道路の整備については、期成同盟会等により広域連携することで、県等に要望活動を行っており、引き続き積極的な働きかけを行うことが必要です。

■住民満足度調査結果　交流と経済を支える幹線道路の整備について

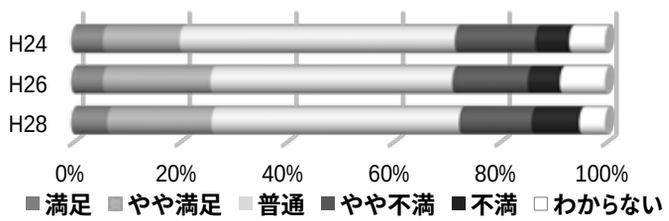

取り組む事項

◎高速道路との連絡道路網の整備

・京阪神都市圏との時間距離の短縮と、ものづくり産業や観光産業の活性化を促す高速道路網へのアクセスとして重要な連絡道となる基幹道路の整備及び未改良部分の改良整備について、関係機関と調整を図りながら推進します。

◎地域連携道路の整備

・地域連携道路の整備、北はりまハイランド構想におけるふるさと街道※1及び未改良部分の改良整備について、関係機関と調整を図りながら推進します。

・北はりま定住自立圏構想等の協定に基づき、圏域の活性化に必要不可欠となる主要道路の整備促進に向け、早期事業化に向けた調査検討や関係機関への提案を行います。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
基幹道路網（*1）整備進捗率	50%	79%
ふるさと街道進捗率	77%	91%

（*1）国道 427 号(曽我井バイパス、豊部バイパス)、県道多可北条線(坂本)、県道西脇八千代市川線(中三原)

【用語解説】

※1 ふるさと街道：県道丹波加美線(清水坂トンネル)、県道加美八千代線(大屋、天船、三室)

施策 10 快適な暮らしを実現する生活道路を整備する

基本方針

生活道路や橋梁整備の充実を促進し、安全で快適なまちをめざします。そのため、日常生活と密着した道路等について、町内や集落間の連携を強化する道路ネットワークを整備し、利便性と安全性の向上に努めます。

現状と課題

○道路整備は、集落の要望に基づき計画的に行っていますが、今後も緊急性や費用対効果を考慮し、より効率的・効果的に道路整備を進めていくことが必要です。

○橋梁については、定期点検により、橋梁長寿命化修繕計画を策定し適切な橋梁の維持管理を行うことが必要です。

■住民満足度調査結果

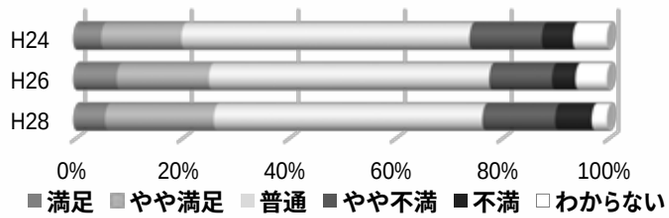

取り組む事項

◎生活道路の整備

・日常生活に密着した生活道路について、快適で利用しやすい道路環境の実現をめざし、集落からの要望等に基づき、計画的に改良整備を行います。

◎橋梁の整備

・老朽化する橋梁の状態を把握し、予防的な修繕と計画的な架替えを行うため、調査を行うとともに修繕長寿命化計画を策定し、計画的に整備を行います。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
町道改良済延長	279㎞	285㎞

関連する計画

・多可町橋梁長寿命化修繕計画

政策 5　安全・安心のまちの形成

施策 11　災害に強いまちづくりを推進する

基本方針

住民の皆さんが日頃から災害に備え、いざという時に落ち着いて素早く行動できる防災意識の高いまちをつくります。そのために、河川や治山整備を推進するとともに、防災訓練等を通して、平常時においても防災意識をもって行動できる住民や自主防災組織の育成に努めます。また、避難情報伝達手段の整備や、要援護者への支援体制を構築する等、減災に努めます。

現状と課題

○河川整備、砂防施設整備については、兵庫県北播磨地域社会基盤整備プログラムと必要性に基づき、順次整備を行っており、引き続き継続していくことが必要です。

○土石流・崩壊・地すべり等の可能性のある箇所において、山地災害防止のため治山事業を行っています。また、災害発生の可能性のある森林地区に対して、適切な森林の保全・管理を行っており、引き続き継続していくことが必要です。

○農業用ため池に対しても防災意識の向上を図り、ため池管理者に対して適切な保全・管理の啓発に努めることが必要です。

○消防団員の不足が年々深刻化するなか、消防団組織の機能維持に努めることはもちろん、自主防災組織と連携した地域の防災体制を確立することが課題となっています。各集落において自主防災組織の育成は進んでいますが、今後は研修等を通じて、自主防災組織の活動強化を図ることが必要です。

○防災行政無線や河川の水位計、河川監視システム、サイレン子局の整備が完了したことから、今後はこれらの設備の適正な運用を図ることが必要です。

○災害時要援護者に関する支援体制として、災害対策基本法の一部改正に基づく避難行動要支援者名簿（災害発生時の避難に特に支援を要する者の名簿）を作成し、防災部局と福祉関係部局との連携強化を図り、支援体制を構築しています。さらに自主防災組織と連携し個別の支援計画の作成を進めています。

■住民満足度調査結果

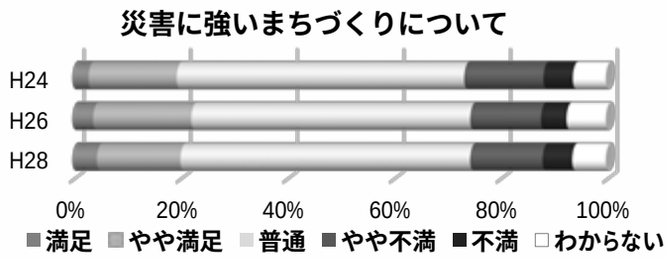

取り組む事項

◎河川改修の推進

・国、県と連携し、一級河川（加古川）水系の杉原川・野間川等の整備に努めるとともに、中小河川も計画的に改修を行います。

・雨水の流出量を抑える流域対策と浸水被害が発生した場合でも被害を小さくする減災対策を組み合わせた、総合的な治水方策を推進していきます。

◎治山事業の推進

・山崩れ、土石流、地すべり等の山地災害によって被害を受けるおそれがある場所や重要な水源流域及び市街地周辺等の森林において、治山施設を計画的に設置し、災害を未然に防止します。また、山崩れ等の災害が発生した場合、再び災害が発生しないよう速やかに復旧を行います。

◎農業用施設の災害対策

・農業用ため池に対しての防災意識の向上を図り、ため池管理者に対して適切な保全・管理の啓発に努めます。
・兵庫県総合治水条例に基づき、農業用ため池や田んぼを活用した雨水貯留対策を推奨し、農業の多面的機能の発揮による総合治水を推進します。

◎危機管理体制の強化

・災害に対する予防・応急・復旧・復興に対応するため、多可町地域防災計画を随時見直し、防災体制を強化することで、住民の皆さんの生命、身体及び財産の保護に努めます。
・防災計画の目的である人命や生活・財産の保護だけでなく、災害や事故後でも行政が提供するサービスを維持継続させるため、危機対応システム（ICS）概念を取り入れた本庁舎の整備を行い、事業継続計画（BCP）を策定します。

◎防災体制の強化

・防災行政無線、携帯電話メールによる「たかちょう防災ネット」、全国瞬時警報システム（J-ALERT）※1、「たかテレビ」、携帯電話会社の緊急速報、インターネット（多可町防災気象情報サイト）等を用いて住民に正確で速やかな情報の伝達を行います。
・避難行動要支援者名簿を活用した要援護者への支援と避難体制の整備に努めます。
・町及び消防署や消防団等防災関係機関において、初期対応訓練を継続的に行うことで、有事の際の迅速で効果的な対応に備えます。
・消防施設整備計画に基づき、消防車両や消防資機材の計画的な整備・更新を進めるとともに、消防施設の適正化を図り、消防団の消防力向上に努めます。
・常備消防の 24 時間対応拠点を増強し、消防救急体制の充実強化を推進します。

◎自主防災組織の育成（自助・共助の育成）

・将来における集落での防災体制の担い手として、防災や危機管理に関する知識や技術を身につけた防災リーダーの養成と資質向上、ネットワーク化の推進を支援します。
・自主防災組織が有効に機能するよう自主防災組織の活動を支援し、町民一人ひとりの防災意識を高めます。

◎福祉避難所の開設

・ポータブルトイレ・手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた福祉避難所を、町内高齢者・障がい者施設の協力のもと開設し、一般の避難所では生活に支障をきたす人に対応します。

◎避難支援個別計画の策定

・避難行動要支援者には、避難所等への送迎時等、避難の際の支援者になりうる地域の防災組織等に、一部の情報を提供することに同意していただくよう勧め、避難支援個別計画の策定を行います。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
砂防事業	4 ケ所	12 ケ所
治山事業	5 ケ所	60 ケ所
防災行動計画策定集落数	50 集落	62 集落

関連する計画

・多可町地域防災計画　・多可町国民保護計画　・多可町水防計画

【用語解説】

※1 全国瞬時警報システム（J-ALERT）：気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステムのこと。

政策 5　安全・安心のまちの形成

施策 12　安全安心で暮らせるまちづくりを推進する

基本方針

一人ひとりの交通安全意識を高め、交通ルールとマナーを遵守した交通事故のない安全なまちをめざします。そのために、地域ぐるみで交通危険箇所を把握し、安全で快適な通行歩行環境の確保に努めます。また、自主防犯活動に対する意識を高めるとともに、安全で犯罪が発生しにくい環境の整備を行います。さらに、住民の皆さんが悪質な販売や消費者被害に巻き込まれないよう、啓発活動や相談窓口の充実に努めます。

現状と課題

○子どもや高齢者等交通弱者の交通事故の防止が求められています。特に高齢者の事故が多く発生していることから、高齢者教育を積極的に実施していくことが必要です。

○子どもや高齢者が安心して道路を利用できるよう、町内道路の点検を行い、危険箇所や道路標識など交通安全施設の整備についての改善を行っており、引き続き継続していくことが必要です。

○子どもが巻き込まれる犯罪の増加等について、専門機関だけでなく、地域ぐるみでの防犯活動の必要性が高まっています。

○巧妙な手口による悪質商法や多重債務の被害が後を絶たないことから、専門員を配置した消費生活センターを設置し、きめ細かな対応を行っています。西脇市と連携して、消費者生活センターの広域による相談体制を整えています。

○多可町新型インフルエンザ等対策行動計画を兵庫県計画の見直しを受けて、平成 27（2015）年度に再策定しました。引き続き新たな感染症に適切に対応できる体制を整えることが必要です。

■住民満足度調査結果　交通安全・防犯体制等の整備について

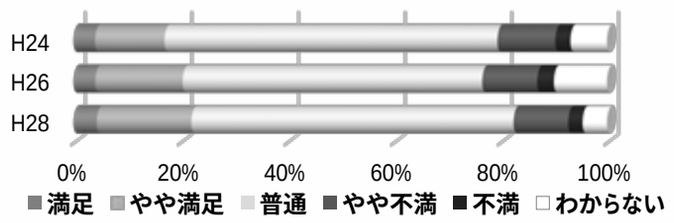

取り組む事項

◎交通安全対策の推進

・交通事故多発地域の把握や点検により、危険箇所における対策を実施します。また、カーブミラー及び警戒標識等の適切な維持管理に努めます。
・交通事故の被害に遭いやすい、幼児、児童、生徒、高齢者を対象に、交通安全教室を充実させ、交通ルールとマナーの普及・啓発を促進します。
・高齢者に対しては、民間の協力を得ながら安全運転の実地指導等を行います。

◎防犯体制の充実

・犯罪を未然に防ぐため、防犯パトロールを継続するとともに 防犯灯の適切な配置と管理について、行政と地域の協働により維持していきます。

◎消費者対策の推進

・消費生活に関する啓発活動を強化し、消費者としての知識を得る機会を提供することで、被害を未然に防止できる地域ぐるみの取組を推進します。
・相談しやすい窓口として、西脇市と連携して広域による消費者生活センターの相談体制を強化します。

◎感染症対策と新たな感染症予防

・感染症発生等の緊急時に対応するため、県等と連携しながら、感染症対策の充実に努め、正確かつ迅速な情報提供により、感染症拡大の防止に努めます。
・予防接種については、正しい知識の普及と理解を深め、接種率の向上に取り組みます。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
人身事故発生件数	68 件／年	58 件／年

関連する計画

・多可町交通安全計画
・多可町新型インフルエンザ等対策行動計画

基本目標 3

働く場が充実し、
地域の魅力が高まるまち

政策 6　働く場の充実

施策 13　生きがいをもって安心して働ける場の創出をめざす

施策 14　継続的な創業・起業を支援する

政策 7　産業の振興

施策 15　商工・農・林・畜間の連携を図り、新たなブランドをつくる

施策 16　収益のある農業の振興を図る

施策 17　優れた地域資源を活用し、観光の振興を図る

政策 8　定住・交流の促進

施策 18　まちへの愛着を醸成し、定住促進を図る

施策 19　地域の魅力の発信を通してまちへの移住促進を図る

施策 20　地域間の交流を推進し、まちの賑わいをつくる

政策 6　働く場の充実

施策 13　生きがいをもって安心して働ける場の創出をめざす

基本方針

あらゆる産業を振興し、就業・雇用の確保を図るため、企業誘致を推進するとともに、農林業・商工業の経営者・技能者・技術者の育成支援の強化に努めます。さらに、若者が地元の産業や企業に関心をもち、自分がやりたい職業を地元で発見できるよう、企業・事業者・ハローワーク等の各機関と連携し、地元就職活動の支援に努めます。

現状と課題

○景気の停滞により、新規企業の誘致は思うように進まないのが実態ですが、企業の規模拡大を含めると企業の立地は進んでいます。今後は、町・企業・商工会の連絡・連携を密にしながら情報発信に努め、企業の進出・規模拡大を図っていくことが課題となっています。

■住民満足度調査結果　生きがいをもって安心して働ける場の創出について

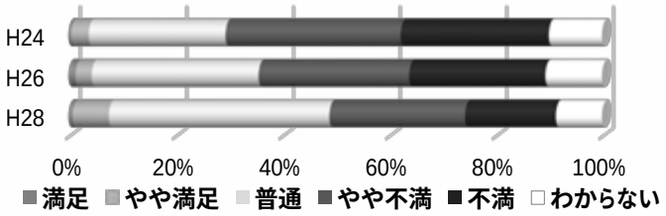

取り組む事項

◎企業誘致事業の推進

・社会動向や地域ニーズに対応し、多可町産業立地等促進特別措置条例等の企業促進策により、町・企業・商工会の連絡・連携を密にしながら情報発信に努め、企業の進出・規模拡大を図っていきます。商工会による空き物件情報の提供等により、サテライトオフィス※1等の利用に向けた情報提供も行います。また、既存企業の規模拡大等による雇用機会を拡大するため、優遇制度等の周知徹底を行います。

◎経営体質の強化に取り組む企業支援

・中小企業の活性化と経営体質強化のため、中小企業者の経営安定化や設備の近代化・高度化に必要な制度資金融資に対する利子補給等の支援を行います。また、経営や技術の改善・発達に向け、商工会と連携しながら学習機会を提供します。

◎雇用情報の発信

・地域の高校生へ雇用に関する情報提供を継続するとともに、町外で暮らす学生・若者等に対して町内企業情報を積極的に情報発信します。

◎ワークシェアリング※2の促進

・短時間労働等、地域住民の要望に沿った雇用形態を推進することで、元気な高齢者や子育て中の人に対する雇用の場を確保し、地域の活性化を図ります。

◎安心して働ける環境づくりの推進

・従業員の安全・健康に対する配慮が行われるよう、最低賃金の周知や履行の徹底を呼びかけ、商工会主体となって健康診断等の福利厚生や職場環境の充実を推進していきます。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
企業立地・規模拡大件数	1 件	10 件

関連する計画

・多可町企業立地基本計画

【用語解説】

※1 サテライトオフィス：企業・組織の重要拠点から離れた場所に設置されたオフィスのこと。

※2 ワークシェアリング：雇用の維持・創出を目的として、多くの人で仕事を分け合い、一人あたりの労働時間の短縮を行うもの。

施策 14 継続的な創業・起業を支援する

基本方針

創業支援事業計画に基づき、創業・起業へのきっかけづくりから起業後の経営支援に至るまでの一連の支援策を関係機関と連携して行うことにより、創業者を増やすとともに起業後の事業成長を促進します。

現状と課題

○平成 27（2015）年度に策定した「創業支援事業計画」に基づいて、町内で創業・起業する個人を支援する体制を整えています。商工会等と連携し、情報提供や資金援助等を継続的に実施していく必要があります。

取り組む事項

◎ワンストップ※1 相談窓口の設置

・創業支援相談窓口を設け、商工会、金融機関等と連携して様々な創業時の課題を解決できるようにします。また、商工会において適切なコーディネートを行うことができる経営支援員を配置し、町と連携して支援を行います。

◎創業塾の開催

・特定創業支援事業として、町及び商工会が実施する創業塾で経営、財務、人材育成、販路開拓の各講座を開催します。また、受講者には、資金援助等の優遇措置を講じることで、創業・起業を促進します。

◎事業継承への支援

・中小企業の高齢化が進むなか、企業が事業を継続していくため、事業継承セミナーを行うなど、第三者への事業継承も含めて支援していきます。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
創業・起業者数	2 名	40 名

関連する計画

・創業支援事業計画

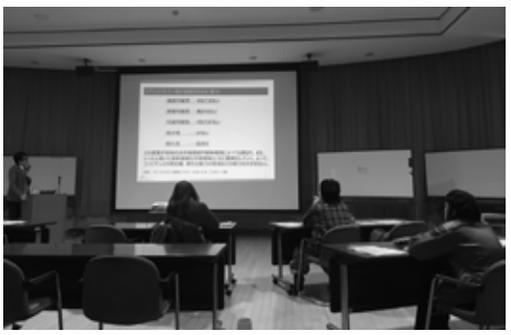

【用語解説】

※1 ワンストップ：1 ケ所の窓口カウンターで用事が完結すること。

創業ミニセミナー

TASHIKA

政策 7　産業の振興

施策 15　商工・農・林・畜間の連携を図り、新たなブランドをつくる

基本方針

事業者・商工会・行政が協力・連携し、地域が一体となって地域資源を活用した個性豊かな「多可町ブランド」の確立を図り、地域の商工・農・林・畜産業の活性化をめざします。そのために、若い世代に地域の伝統や生産技術の継承を積極的に行い、後継者を育成するとともに、酒造好適米山田錦の生産等についての組織化を進め、「日本酒で乾杯のまち」の発信に努めます。

現状と課題

○付加価値の高い農産物等については、遊休地を活用する農産物の栽培（ラベンダー等）、にんにくや二次製品の開発（シカ肉等）に取り組んでいます。今後は、販売促進に向けた販路の拡大が課題となっています。

○特産品については、今後、さらに認証件数を増やしていくことが必要です。特産品等情報については、多可町特産品認証制度の製品を町のホームページから一括して情報発信しており、多可町ブランドの発信の強化を図る必要があります。

○町内産木材については、新たな販路の拡大が課題となっています。

○町内産山田錦については、「山田錦発祥のまち」としてのブランド力を高め、安定した生産量を確保していくことが課題となっています。

○地場産業である播州織を支える人材育成については、商工会を通して、北播磨地域中小企業支援センターと連携し、経営革新・経営改善等について、無料専門家派遣制度を活用しながら、経営助言を行っています。

また、播州織の良さを広めるため、商品開発したものを町内外で販売・PR しています。

■住民満足度調査結果

商工・農・林・畜間の連携を図り、新たなブランドの創出について

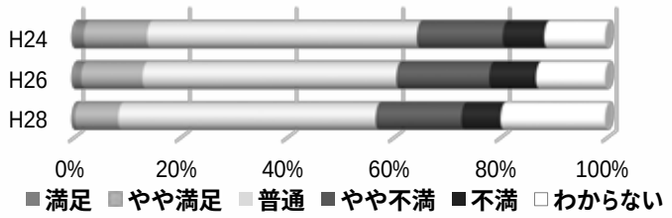

取り組む事項

◎シカ肉ブランドの確立

・狩猟や有害駆除により捕獲したシカを有効に活用していくため、地域で捕獲・加工・商品開発・販売というバリューチェーン（価値連鎖）を創出し、6 次産業化[※1]を促進します。

◎多可町ブランドの推進

・地域が一体となったブランド化を進めるため、地域の景観や自然・歴史・文化・風土・素材等を関連させ、付加価値の高い商品・サービスを研究・開発するとともに、ふるさと納税の制度等を活用して積極的な情報発信を行います。
・商工会・大学等との産学連携により町の個性と特性を凝縮させた新たな特産品の開発に向け、調査・研究を行います。
・ラベンダー等精油を生かした高付加価値商品の開発、販路開拓を支援します。
・特産品加工グループの商品の販路開拓支援・販売支援を引き続き行います。

◎町内産木材の活用方法の開拓

・町内産木材を活用した商品の開発やイベントを推進し、広く町内産木材を発信することで住民の森林への興味を高め、地域の活性化と新たな観光客の誘致を図ります。

◎「日本酒で乾杯のまち」戦略の推進

・農協、酒造会社、山田錦部会と提携し、多可町産山田錦の契約栽培等による安定した出荷量、さらなる品質向上を図るとともに、「山田錦発祥のまち」かつ「日本酒で乾杯のまち」を広く発信し、「多可町産山田錦」のブランド化を確立します。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
特産品認証件数	79 件	95 件
山田錦契約栽培面積	330ha	350ha

【用語解説】

※1 6 次産業化：農林漁業者（1 次産業）が、農産物などの生産物の元々もっている価値をさらに高め、それにより、農林漁業者の所得（収入）を向上していくこと。具体的には、農林漁業者が、食品加工（2 次産業）、流通・販売（3 次産業）にも取り組み、それによって農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとするもの。

施策 16　収益のある農業の振興を図る

基本方針

特色ある農産物の生産や特産加工物の開発等により、収益のある農業の振興を図ります。そのために、集落営農組織※1や認定農業者への農地集積等、規模拡大による農業経営の効率化を図るとともに、多様な担い手の育成・確保に努めます。また、農業競争力を強化するとともに、直売所等を活用して顧客を開拓し、地域農業の活性化に努めます。

現状と課題

○農業者の高齢化や後継者不足対策として、それぞれの集落・地域が抱える農業問題を解決し、効率的な農業経営による地域農業の振興を図ることが求められます。

○有機農法や完熟堆肥散布等、特色ある農業への支援を行うことにより、他の地域との差別化を図る取組を行っています。

○良質な野菜栽培に意欲的な農業者を対象に、野菜づくり講習会を開催し、栽培方法や農産物の品質向上、経営意識の向上、農薬の取り扱い等について指導を行い、道の駅等直売所での販売につなげています。引き続き継続して支援することにより、地産地消を推進していくことが求められます。

■住民満足度調査結果

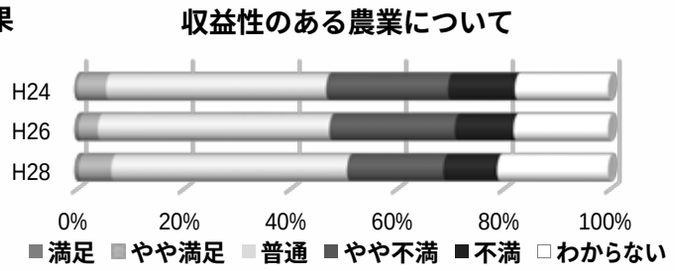

取り組む事項

◎担い手育成と集落営農組織への支援

・「未来の設計図」となる「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」の作成を支援します。

・農業経営の安定化と後継者育成を図るため、引き続き、認定農業者等の意欲のある農業者に農地を集約するとともに農業の効率化への支援を行い、集落営農組織の法人化を推進します。

◎食の安全と地産・地消の推進

・農作物の担い手育成として、野菜づくり講習会を行い、安全安心の野菜づくりに関する知識習得と技術育成を図るとともに、集配や数量確保等、継続的かつ安定的に地域へ供給できるシステムづくりに取り組みます。

・パイプハウスの建設助成等により、収益性の高い地域農業を推進していきます。

◎農産物直売所等の充実

・農産物直売所や道の駅等における農林産物や加工品等の多様な品揃えと品質向上に努め、生産者と消費者の距離を近づけ、ふれあう機会を創出します。また、道の駅「杉原紙の里・多可」や道の駅「山田錦発祥のまち・多可」を中心に直売所等の魅力も高めます。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
農業生産法人数	5 法人	8 法人
直売所の売上高	24,040 千円／年	25,000 千円／年

関連する計画

・多可町農業振興地域整備計画

【用語解説】

※1 集落営農組織：集落を単位として、農業生産過程における一部または全部について共同化・統一化に関する合意のもとに実施される営農組織のこと。

施策 17　優れた地域資源を活用し、観光の振興を図る

基本方針

自然や景観・歴史・文化を大切にしながら、誰でも気軽に訪れ、また、何度でも行ってみたいと思える賑わいと活気のある観光のまちをつくります。そのために、住民・地域・事業者・関連団体・行政が一体となり、自然・歴史・文化等の多様な地域資源を活用することで本町の魅力を引き出し、観光客の増加、地域の活性化に努めます。また友好・交流都市や北はりまハイランド構想※1 における地域間交流を推進します。

現状と課題

○観光交流人口については、近年、大きく伸びています。

実績　81 万人（H23 年度）　99 万人（H24 年度）　107 万人（H25 年度）　114 万人（H26 年度）

○観光振興は、多可町観光交流協会を主体に「地学地創」「美・感・遊・創」をキーワードに掲げ、「こころ癒せる」多自然居住の農村と都市住民の交流拠点をめざし、活発な取組を進めています。今後はさらに情報発信の強化が必要です。

○田園空間博物館としてサテライト登録している自然・伝統文化・建物・地域の産業や住民生活そのものまでも含めた有形・無形の地域資源を活用、都市住民との交流を通した地域づくりを進めています。

■住民満足度調査結果　優れた地域資源を活用した観光の振興について

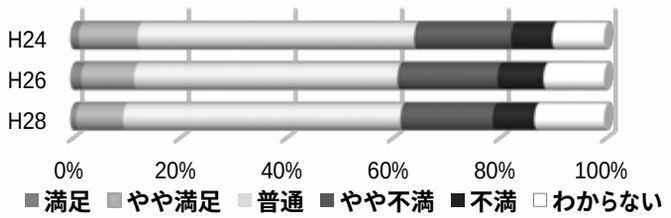

取り組む事項

◎観光交流の推進

・多可町観光交流協会及び交流体験施設と連携し、積極的な観光 PR を行います。また、既存の観光資源のさらなる活用とともに、新たな観光資源として地元産品を使った創作料理を広めるなど、観光客の増加につながる事業を推進していきます。

◎「道の駅」を拠点とした振興

・「道の駅」を拠点に、人と人との出会いと交流を促進する「ヒューマンステーション」、まちづくりテーマをつなぐ「テーマステーション」として、特産品展示販売と総合案内を行い、都市と地域との交流を促進します。

・町内の観光施設をまちの駅として登録し、ネットワークづくりを推進します。まちの駅相互の交流を通して、官民の施設が連携することにより観光交流人口の増加に努めます。

◎健康保養地事業の推進

・なか・やちよの森、翠明湖、ラベンダーパークなど恵まれた地域資源を活用し、ウォーキングコースの整備、健康増進プログラムを開発し、住む人・訪れる人、すべての人の“心と体を癒やす”地域づくりを推進します。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
観光入込客数	115 万人／年	126 万人／年
ウォーキング事業参加者数	―	4,500 人／年

関連する計画

・北はりまハイランド構想アクションプログラム

【用語解説】

※1 北はりまハイランド構想：西脇市、多可町の１市１町の住民、民間団体、行政が緊密な連携を図りながら、豊かな自然環境等の特性を生かし、生活交流基盤の整備と、都市との交流を促進することで地域の活性化をめざすもの。

政策 8　定住・交流の促進

施策 18 まちへの愛着を醸成し、定住促進を図る

基本方針

住み続けたい、住んでみたいと思えるまちをつくります。そのために、独身男女の出会いの場の創出や多地域・多世代間交流を推進し、地域の活性化に努めます。

現状と課題

○夏季には花火や盆踊りを通して多世代間交流を促進しています。「ふるさとの夏まつり」については、お盆の帰省客や住民等、幅広い年齢層が一同に集う場として、毎年多くの来場者で賑わっています。

○町内在住の若者の未婚化・晩婚化が深刻化するなか、多可町婚活ネットワーク協会を設立して出会いの場づくりの活動を推進しています。

■住民満足度調査結果　多地域・多世代間交流による定住促進について

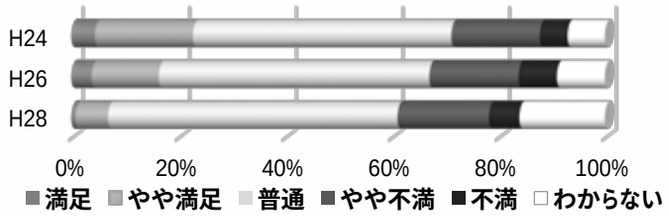

取り組む事項

◎まちを育む地域間交流の促進

・まちを育む意識の醸成を図るため、夏まつり、産業展、文化祭等を通して、幅広い世代間、地域間の活動や交流を促進します。

◎定住化対策としての交流事業の推進

・町内在住の若者の未婚化・晩婚化問題が深刻化するなか、人口減少の抑制、定住促進、地域力の向上を目的に、多可町婚活ネットワーク協会がパートナー登録制度や独身男女の出会いの場を積極的に提供していきます。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
夏まつり・産業展参加者数	14,000 人／年	16,000 人／年

施策 19　地域の魅力の発信を通してまちへの移住促進を図る

基本方針

本町の魅力を広く発信し、住みたいまちとして選ばれるよう移住希望者へ移住促進を図ります。また、ふるさと回帰への活性化を支援します。

現状と課題

○本町の人口は、今後、減少傾向が続くと予測されています。ふるさと回帰希望者をはじめ、本町の有する「魅力（田舎であることの良さ等）」を求める移住希望者への受け入れ体制や支援策を充実させることによって、本町への定住・移住を促進していくことが課題となっています。

取り組む事項

◎定住コンシェルジュ※1の活動促進

・定住コンシェルジュの活動を通して、本町の『いい所情報』を発信し、定住・移住を推進します。また、移住希望者の相談窓口となるよう、定住コンシェルジュを育成します。

◎移住者向けの情報発信の充実

・空き家等の社会資本の有効活用を図るため、情報専門誌「田舎暮らしの本」等を活用しながら、定住・移住者へ魅力ある情報を提供します。

・UIJ ターン※2や移住者向けに魅力ある本町をアピールする町のホームページを作成します。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
相談による移住件数	1 件	40 件

関連する計画

・多可町住宅マスタープラン

【用語解説】

※1 定住コンシェルジュ：コンシェルジュは各種情報を案内する人という意味。町の定住促進施策にアドバイスをもらい、定住希望者へ情報発信と橋渡しを行う役割を担う。

※2UIJ ターン：大都市に住んでいた人が故郷に戻ることを「U ターン」、故郷に関係なく地方に移り住むことを「I ターン」、故郷の中心都市などに戻ることを「J ターン」という。

政策 8　定住・交流の促進

施策 20　地域間の交流を推進し、まちの賑わいをつくる

基本方針

農業・農村の多面的な価値が発揮できる「都市農村交流」を推進します。そのために、都市住民に対してまちの魅力をタイムリーに発信し、あわせて各交流施設等の連携・協力を推進します。

現状と課題

○野菜づくりを楽しみながら、地域住民や他の利用者との交流を深めることで農村地域の活性化を図る滞在型市民農園を 4 施設 125 区画で提供しています。
クラインガルテン岩座神の利用希望者が少なく、空き物件がある状況となっています。指定管理者による広報たかや町のホームページ等による入居者募集を積極的に行う必要があります。

○「体験できる田舎」、「体験できる多可」など本町の魅力を発信し、交流促進につなげるため、情報発信の強化を図ることが必要です。

○本町は、平成 27（2015）年 11 月、宮城県村田町と姉妹都市協定を締結し、平成 28（2016）年 4 月には鳥取県若桜町、福井県若狭町の 2 町と友好交流協定を締結しました。今後も様々な分野で交流を促進していくことが求められます。

■住民満足度調査結果　都市住民との交流による、まちの賑わいの創出について

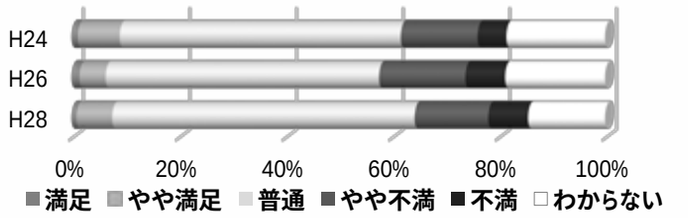

取り組む事項

◎滞在型市民農園事業の推進

・スローライフが実現できる滞在型市民農園の活用を通して田舎の良さをアピールするとともに、さらなる都市住民との交流を促進していきます。また、利用頻度が少ない施設については、地元意向を確認しつつ、転用も含めて積極的な資産活用を図ります。

◎「体験できる田舎」、「体験できる多可」の推進

・四季折々の自然を生かした体験滞在者を増やす仕掛けづくりを行うことで、リピーター（多可町ファン）を増やす取組を行い、賑わいの創出をめざします。

◎姉妹都市等との交流の促進

・姉妹都市協定や友好交流協定を締結した都市と様々な分野で交流促進を図ります。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
滞在型市民農園契約件数	119 件／年	125 件／年

基本目標 4

地域主体で支え合い、助け合う 健康で人にやさしいまち

政策 9　健康づくりの推進

施策 21　住民主体の健康づくりを推進する

施策 22　食育をさらに推進する

政策 10　地域主体の福祉の充実

施策 23　健康でいきいきと暮らすことのできる高齢者福祉を推進する

施策 24　ともに生きる障がい者福祉を充実する

政策 11　医療・社会保障の充実

施策 25　安心できる地域医療体制を確保する

施策 26　安心して生活を送ることのできる社会保障制度を充実する

施策 21　住民主体の健康づくりを推進する

基本方針

一人ひとりが自ら主体となって健康づくりや健康管理を行い、生涯にわたり健康な体と豊かな心で暮らせるまちをめざします。そのために、健康づくりの場と機会を提供し、住民の健康維持と健康増進の意識を高め、健康の自己点検に活用できる各種健康診査の受診率の向上を図ります。

現状と課題

○医療機関での健診体制を整えるなど、受診しやすい環境整備に努めています。また、健康管理情報システムを活用して、町ぐるみ健診データに加え、医療機関での健診データについても一元管理をし、住民の健康管理に生かしています。

○がん・心疾患・脳梗塞・糖尿病といった生活習慣病が多く、死亡原因の半数以上を占めています。また、医療費全体に占める生活習慣病の割合が高く、医療費の高騰にもつながっています。そのため生活習慣病の予防、早期発見が早急の課題となっています。

○医療費適正化対策・生活習慣病の一環として、糖尿病、慢性腎疾患等のハイリスク者に対して、医療機関と協力して重症化予防に取り組んでいます。

○本町は、全国と比べて町民の「運動」の実施率が低い状況となっています。「運動」は、「栄養」「休養」とともに生活習慣病予防の柱となるため、運動の大切さを伝え、一人ひとりの意識を高める啓発活動を引き続き実施していくことが必要です。

■住民満足度調査結果

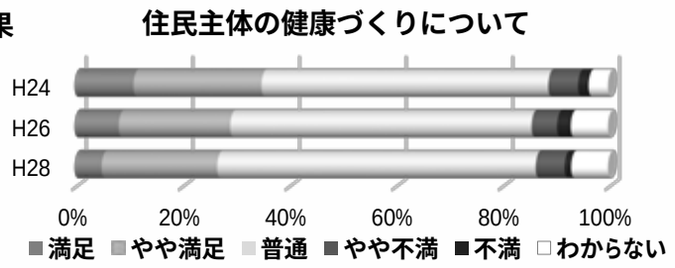

取り組む事項

◎生活習慣病の減少と予防対策の充実

・糖尿病等の生活習慣病の減少を図るため、特定健診・特定保健指導を効果的に行うことにより、国民健康保険被保険者の健康づくりを進めるとともに、職域保険と連携し、住民の健康増進に努めます。
・自分の健康は自分で守れるよう、積極的な情報発信や学習機会の提供に努めるとともに、集落ごとの学習会や近隣同士の声かけにより地域全体で健康意識の向上を図ります。
・生涯スポーツ所管課、健康づくり所管課等、関係機関が連携し、健康の維持、増進のための運動実践を支援します。

◎病気の早期発見と早期治療

・死亡原因の第１位を占めるがんについて検診体制の充実を図ります。
・糖尿病、慢性腎疾患等のハイリスク者に対して、医療機関と協力して引き続き、重症化予防に取り組みます。

◎心の健康づくり（自殺予防対策）

・心の健康問題を抱える人や家族にとって、相談しやすい窓口をつくるとともに、関係機関と連携し、地域で安心して生活ができるよう支援を行います。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
大腸がん検診受診率	44.6%	50.0%

関連する計画

・多可町健康増進計画
・多可町自殺対策計画

政策 9　健康づくりの推進

施策 22　食育をさらに推進する

基本方針

心身ともに健やかで明るく活気のあるまちづくりの原動力として、食の安全確保に努めます。そのために、健康づくりの基本となる食育の重要性について、地域や関係団体と連携して啓発活動を推進し、住民一人ひとりが健全な食生活を行えるよう支援します。

現状と課題

○乳幼児健診や各種教室で、乳幼児の健やかな成長発達、子どもの頃からの生活習慣の確立と定着のために、食生活の正しい知識の普及や親への支援を行っています。

○成人では、女性のやせの増加、男性の 30 歳代からの肥満、20～30 歳代の朝食の欠食等、性別・年齢に応じた健康課題があり、体重コントロールや栄養バランスの知識の普及を健康相談・健康教育の場で行っています。

○多可町いずみ会により、調理実習を通して食育や食生活の改善等「食の大切さ」について普及・啓発を進めています。

○学校・キッズランドや認定こども園において、栄養教諭や栄養士によって、実態に即した食育指導を随時行っています。

○上述の子どもから成人までを対象とした「食育」の取組を継続して実施していくことが必要です。

■住民満足度調査結果　食を通じた教育の充実による「食」の安全確保について

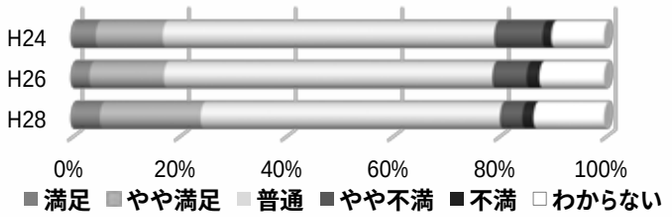

取り組む事項

◎学校給食における食育の取組

・食育授業、学校給食センター見学、地産地消・旬の野菜の調達、給食時間での教諭による指導等を通じて、食の重要性について周知を図り、食を大切にする心を醸成します。

◎地域における食生活改善のための取組の推進

・幼い頃から健康を維持するための基礎となる食に関する知識や、食を選択する力を身につける食育を関係機関と連携して推進します。
・多可町いずみ会等の地域団体と連携して、地域における食育や食生活の改善等を推進します。
・ライフステージにあった食を通じた健康づくりを推進します。

◎食育活動の推進

・健康づくり所管課、農業振興所管課、学校教育所管課等、関係機関が連携し、食文化の伝承活動、地産地消、食の安全、食品ロス※1削減など、食育について啓発活動を推進します。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
食育活動回数	111 回／年	111 回／年

関連する計画

・多可町食育推進計画

【用語解説】

※1 食品ロス：食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいう。

施策 23　健康でいきいきと暮らすことのできる高齢者福祉を推進する

基本方針

「敬老の日発祥のまち」として、高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心した生活を送ることができるまちをつくります。そのために、保健・医療・福祉等相互の連携強化を図りながら、要支援・要介護状態にならないよう、住民の皆さんへ自発的な介護予防の取組を啓発し、介護が必要となったときも、一人ひとりの状況に応じた適切なサービスを利用しながら、地域で生活が送れるよう支援します。

地域住民の皆さんが、互いにつながり、思いやりをもち、高齢者を地域ぐるみで支え合うまちをつくります。そのために、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター等が相互に連携し、継続的かつ専門的に高齢者を支える人材の確保に努めるとともに、地域での支え合いや地域福祉の向上に努めます。

現状と課題

○昭和 22（1947）年から続いている町主催の敬老会を毎年 9 月 15 日に開催しています。今後も「敬老の日発祥のまち」として、敬老会の開催を続けながら、敬老の精神を後世に受け継いでいく必要があります。

○高齢化が進行するなか、できる限り住み慣れた自宅や地域で快適な生活を営むことができるように、必要な医療・介護サービスを提供できる体制を構築することが課題となっています。
一方、重度者の方々など、施設系サービスに対する利用希望も高まっていることから、施設系サービスの充実を図ることも必要です。

○地域の住民が中心となって、公民館等の近くの集会所を利用して、誰もが気軽に集える場をつくり、地域での孤立や引きこもりを防ぎ、世代を超えた仲間づくりを行うことを目的として「ふれあいいきいきサロン」を開催しています。
今後、高齢化が進展するなか、より多くの高齢者が参加できる体制を整えるとともに、元気な高齢者が活躍できる場としても推進することが求められます。

○介護予防は重要課題であり、行政や介護事業所による取組を推進するだけでなく、住民が主体となり身近な場所に介護予防の場を広めることが必要です。

■住民満足度調査結果　健康でいきいきと暮らすことのできる高齢者福祉について

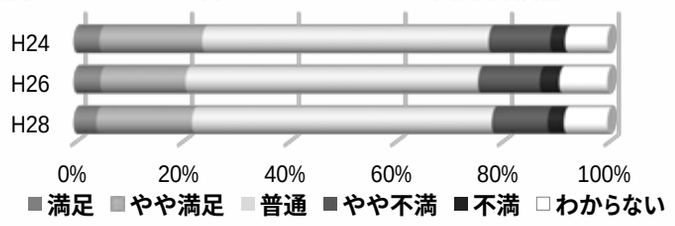

取り組む事項

◎「敬老の日発祥のまち」の精神の継承

・日本で最初の敬老会は、長い間社会に貢献してきたお年寄りに敬意を表するとともに、知識や人生経験を伝授してもらう場を設けることを目的に本町で開催され、平成 28（2016）年 9 月 15 日には秋篠宮同妃両殿下のご臨席を仰ぎ、敬老の日制定 50 周年記念式典を開催し、『「敬老文化」のまち宣言』を行いました。宣言の骨子である「すべての世代が互いに助け合い、笑顔あふれる多可町」をめざし、敬老の精神を後世に受け継いでいきます。

◎高齢者の社会参加の促進

・高齢者が気軽に集い、仲間と出会い、生きがいをもって過ごせるよう、多様な学習活動、スポーツ、レクリエーション活動の充実を図ります。

◎高齢者の就労支援

・勤労意欲のある高齢者の技術や経験を生かすために、就労の場を提供しているシルバー人材センターを支援します。さらにハローワークと連携し、就労機会の確保に努めます。

◎介護予防の推進

・生活機能が低下し、要支援、要介護状態になるリスクの高い高齢者を早期に把握し、運動器機能向上・改善のプログラムを行う等要介護状態に陥ることを効果的に防ぐ取組を推進します。

◎住み慣れた地域で生活するためのサービスの充実

・高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、地域包括支援センターを中心に地域でも悩みが解決できる受け皿づくりを進め、介護に関する悩みや家族の悩み等多岐にわたる相談への対応を強化します。また、介護保険サービスや福祉サービスの充実を図るとともに、認知症高齢者対策・虐待防止策・成年後見制度の活用支援等、権利擁護に関する取組を推進します。
・虐待の予防や早期発見を実現するために、社会全体への啓発活動を行うとともに、相談窓口の充実や周知を図ります。
・季節性のインフルエンザは罹患率が高く、高齢者は重症になることがあるため、対象者に対しインフルエンザ予防接種を実施します。

◎互いに支え合う地域福祉の推進

・住民が主体となって住みやすい地域づくりの取組が進むよう、協働の地域づくりを推進します。
・地域が行うふれあいいきいきサロンなど住民の居場所の確保を支援し、高齢者が介護状態や認知症、閉じこもり等にならないように努めます。

◎ボランティア意識の高揚

・住民福祉に対する理解やボランティアへの関心を深めるため、社会福祉協議会が中心となって、福祉やボランティア活動に関する学習の機会や場の充実を図ります。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
地域包括支援センター相談率	12.4%	11.4%

関連する計画

・多可町高齢者福祉計画
・多可町介護保険事業計画
・多可町地域福祉推進計画（多可町社会福祉協議会）

施策 24　ともに生きる障がい者福祉を充実する

基本方針

障がいの有無にかかわらず町民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできるまちをめざします。そのために、必要な時に相談できる体制の充実を図り、地域における生活拠点の整備や、各種福祉サービスに対する支援を行います。また、経済的・社会的に自立し、生きがいのある生活が送れるよう、就労支援を促進するとともに、スポーツや文化活動を通して、障がいのある人の社会参加の促進に努めます。

現状と課題

○障がい者の雇用を促進するため、町では障がい者就労施設等からの物品等優先調達方針を策定し、障がい者就労支援施設等から物品及び役務の優先調達を行っています。また、町内には就労継続支援事業所が 7 ケ所あり、福祉就労は県内でもトップクラスの実利用者数となっています。今後は、就労支援施設等の工賃向上を図るほか、関係機関と連携をとりながら一般就労を促進する必要があります。

○平成 24（2012）年度以降、就労継続支援（A 型・B 型）、居宅介護、共同生活援助（グループホーム）等の事業所が開設されるなど、障がい者が地域で暮らせる基盤整備は進んでいます。しかし、サービスの利用需要が増加していることから、障がい福祉計画の進捗状況の確認・計画の見直しを行い、さらなる基盤整備の要否を検討する必要があります。

○平成 27（2015）年度に手話言語条例を制定しました。しかし、町内に国が定める意思疎通支援者の要件を満たしている手話通訳者や要約筆記者が少ないことから、聴覚障がい者等の意思疎通支援強化を図るため、手話通訳者や要約筆記者を養成する必要があります。

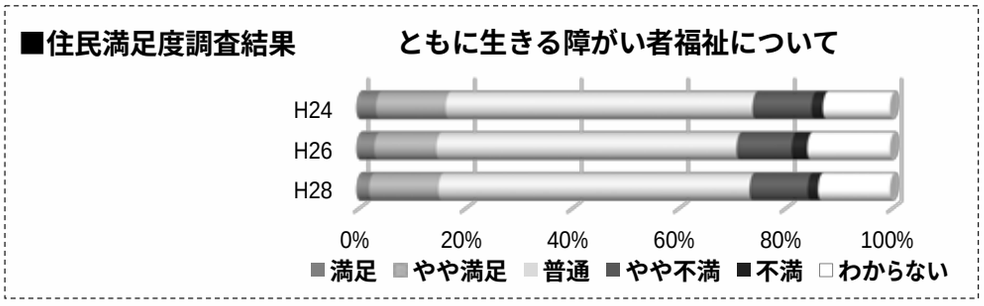

取り組む事項

◎障がい者の社会参加と交流の促進

・障がいのある人が生きがいをもって活動できるよう、スポーツ・レクリエーション・文化活動等機会の充実を図り、地域住民との交流の場を創出します。また、手話通訳者、要約筆記者等の派遣、設置等による支援を行うとともに、養成研修等の実施により、コミュニケーション支援を充実させます。

・障がいのある人の就労支援のため、ハローワークや障害者就業・生活支援センターを始めとする地域の関係機関と密接に連携して、雇用の促進から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援に努めます。

◎障がい者福祉サービスの充実

・障がいのある人が、家庭や地域で安心して生活ができるよう、相談支援や福祉サービスの充実に向け、事業所や関係機関と連携し、ニーズに応じた相談支援体制を強化します。

・障がい者が住み慣れた地域で自立して安心して生活できるよう、障がい者や家族のニーズに対応した在宅サービスや社会復帰のための拠点を整備し、共同生活のための施設の確保と内容の充実に努めます。

◎障がいを理由とする差別の解消及び障がい者の権利擁護の推進

・障害者差別解消法等に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。あわせて、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の防止等、障がい者の権利擁護のための取組を進めます。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
福祉施設からの就労移行者	4人／年	6人／年
地域生活支援拠点※1等の整備	―	1ケ所

関連する計画

・多可町障がい者基本計画

・多可町障がい福祉計画

【用語解説】

※1 地域生活支援拠点：障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供する地域支援のための拠点。

政策 11　医療・社会保障の充実

施策 25 安心できる地域医療体制を確保する

基本方針

あらゆる年代の皆さんが安心して質の高い医療が受けられるまちをめざします。そのために、身近なところで住民の皆さんの医療ニーズにあったサービスが受けられる体制を整えるとともに、地域の診療所及び北播磨地域医療再生計画に基づく関係医療機関との連携に努めます。

現状と課題

○本町には、多可赤十字病院、のぎく医療福祉センターと診療所及び開業医 9 ケ所、歯科診療所 8 ケ所があり、町内の医療を担っています。また、休日救急は、西脇病院内の西脇多可休日急患センターが外来患者の対応をしており、救急搬送は多可消防署、多可消防署加美駐在所、多可消防署八千代駐在所が対応しています。

○多可町地域包括ケアネットワーク※1 において、医師と医師以外の専門職（薬剤師、歯科医師、ヘルパー等）が連携することにより、自宅や地域で安心して療養できる体制づくりに取り組んでいます。

○今後在宅医療が必要となり、医師を確保し、地域医療体制を維持していくことが重要課題となっています。

■住民満足度調査結果

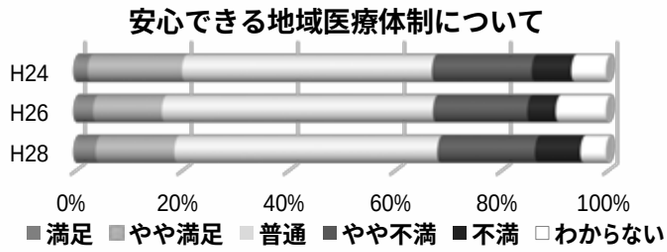

取り組む事項

◎地域医療の充実と確保

・自らの健康管理ができるよう、かかりつけ医をつくり、医療機関との密接な関係を築くとともに、コンビニ受診※2 を控える等住民意識の啓発を図り、地域の良好な医療環境維持に努めます。
・西脇多可休日急患センターの運営や救急隊との連携に努めることで、引き続き救急医療体制の充実を図ります。
・北播磨地域医療再生計画を考慮しつつ、引き続き町の医療体制を維持します。

◎地域包括ケアネットワークによる在宅支援

・今後の高齢社会を見据え、医師を含む保健・医療・介護の専門職が連携し、療養や自宅や地域での看取りができる体制を構築します。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
町内医師数（人／人口 10 万人）	80.9 人	81.0 人

関連する計画

・北播磨地域医療再生計画

【用語解説】

※1 多可町地域包括ケアネットワーク：町内の多職種の機関が連携することにより、住民の皆さんに対し、包括的なサービスを提供する仕組み。
※2 コンビニ受診：一般に、軽症にもかかわらず、二次救急のための夜間外来を自己都合で受診することをいう。

施策 26　安心して生活を送ることのできる社会保障制度を充実する

基本方針

国民健康保険（国保）や国民年金等の社会保障制度の安定運営により、病気やケガ、老後の生活の不安を軽減し、安心して生活ができる社会をめざします。そのために、関係機関と連携し、制度に関する正しい理解と関心を高め、円滑な制度運営を図ります。

現状と課題

○国保の医療負担については、被保険者の高齢化の進行により、今後、一人あたりの医療費は増加することが予測されます。

○国保については、平成 30（2018）年度より県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等が図られることとなります。町は、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うことが求められます。

○医療の疾病分類状況から、「高血圧性疾患」「糖尿病」「腎不全」「悪性新生物」「内分泌、栄養及び代謝疾患」等いわゆる生活習慣病が 4 割を占めています。

○特定健診受診や特定保健指導の推進により、医療費の抑制につなげていくことが必要です。

○国民年金に関する業務は、年金制度の周知、年金記録問題、納付相談等窓口における個別相談を中心に、充実したサービスを行っており、引き続き継続していくことが必要です。

○国民年金制度に関する教育・啓発については、広報たかでの連載、「年金コンクール」等により行っています。

○福祉医療については、高齢者、子ども、障がい者、ひとり親家庭の親子に対して医療費の一部を助成することにより、早期治療を進め、疾病の重症化や感染拡大の防止を図っています。子育て支援のさらなる充実として、他公費で治療を受けた場合の自己負担も無料化していくことなどが求められます。

■住民満足度調査結果　安心して生活を送ることができる社会保障制度について

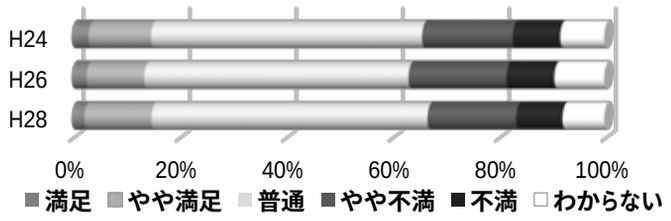

取り組む事項

◎国保と高齢者医療の安定運営

・国保の安定した運営を図るために、加入者に対して制度の啓発を行うとともに、国保税の納付に対する理解の推進と収納率の向上に努めます。

・保険給付に対する国や県の補助金確保を図るとともに、制度の安定的運営のため、制度改善に関する要望活動を行います。

・特定健診や保健指導等保健事業を推進することにより、住民の健康増進と、医療費の適正化を図ります。

・町が加入している後期高齢者制度の安定的運営のために、兵庫県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度周知及び保険料の収納に努めます。

◎福祉医療制度の充実

・高齢者、子ども、障がい者、ひとり親家庭の親子に対して医療費の一部を助成することにより、早期治療を進め、疾病の重症化及び感染拡大を防止します。また、兵庫県と連携し、必要な医療ニーズに対して十分な医療を提供しつつ、安定的な福祉医療制度の充実をめざします。

◎国民年金事業の充実

・年金制度への不安感を解消するため、きめ細やかな相談の実施や制度の周知徹底を図ることで、無年金者ゼロをめざします。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
特定健診受診率	38.6%	60.0%
国保税現年度収納率	96.3%	96.5%

基本目標 5

子どもの元気な声があふれ、生涯にわたり笑顔で暮らせるまち

政策 12　子育て支援・教育環境の充実

施策 27　子育て世代への支援を推進する

施策 28　家庭・地域とともに個性ある学校園をつくる

政策 13　生涯学習・スポーツの推進

施策 29　生涯を通して、学び、教え合う生涯学習を推進する

施策 30　健康で生きがいのある生涯スポーツを推進する

政策 14　文化の継承

施策 31　文化と伝統に息づいたまちをつくる

施策 27　子育て世代への支援を推進する

基本方針

次世代を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育つことは、将来の本町の発展に欠かせません。子どもたちが、感性豊かに育つ教育・保育サービスを提供することで、保護者等が働きながらでも安心して子育てができるまちをつくります。また、核家族化、少子高齢化等、家庭を取り巻く環境の変化が急速に進むなか、家庭教育の充実が求められていることから、家庭の教育力を高める支援を充実します。なお、子育てに関する悩みや不安を抱えた家庭の孤立を防止するため、引き続き医師、臨床心理士等の専門家による相談や、保護者同士・世代間・地域間交流等を行い、地域ぐるみで子育てできる環境づくりを進め、あわせて子どもたちの健全育成に向けた経済的支援を維持することで、少子化の進行防止に努めます。

現状と課題

○急激な少子化が進むなか、地域の特性を生かした幼児教育を推進しています。また、三世代所帯の減少が進むなか、子育て家庭を支援する取組を行っています。

○幼保一体化が完了し、中・加美・八千代の 3 区すべてで教育・保育の一体的な提供体制が整いました。今後は教育・保育の質の向上と効率的な運営が求められます。

○本町では平成 22（2010）年度から病後児保育を実施してきましたが、平成 28（2016）年 4 月からは病児保育を開始し、今後、さらなる保育サービスの充実を図ることが求められています。

○小児科の開業、近隣市における産婦人科等により、一定水準の環境は整っていますが、小児科対応の入院環境や休日・夜間体制については不安が残っており、定住自立圏等で引き続き検討していく必要があります。

○育児不安の強い母親や発達のうえで気になる子どもには、医師・臨床心理士・言語聴覚士・理学療法士による相談を行い、さらに、キッズランドや認定こども園等と連携を図り経過把握に努めています。

○学童保育事業は小学 1～6 年生までが対象ですが、現在、4 年生以上は受入要件を設けており、すべての学年における利用のしやすさの向上が必要です。
また、特別支援を要する児童に対する放課後児童クラブについては、障がい児受入推進事業による指導員配置等や障がい児タイムケア事業との連携により、保護者のニーズに沿った受け入れを行っています。

○安心して子どもを産み育てるための医療費助成の拡充や妊婦助成、不妊治療助成、中学 3 年生までの医療費無料化等を行っており、引き続き子育て世代の経済的負担の軽減を図ることが求められます。

■住民満足度調査結果

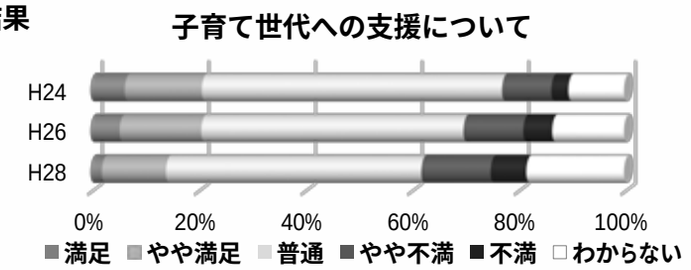

取り組む事項

◎幼保一体化教育・保育の推進及び充実

・就学前の幼児教育・保育について一貫した計画と指導方法を創意工夫し、乳幼児の発達段階に応じた支援をします。まず、5 歳児共通カリキュラムを平成 29（2017）年度の完成に向けて検討しています。

・教育・保育の質と職員の専門性を高めるため、職員研修を計画的に行います。

・中区の幼保一体化が完了し、中・加美・八千代の3区すべてで教育・保育の一体的な提供体制が整いました。今後は教育・保育の質の向上と効率的な運営のため、公私連携による両キッズランドの運営を検討していきます。

◎子育て家庭を支援する多様なサービスの提供

・病気や就労等で一時的に養育が困難な家庭に対し、関係機関と連携し、ショートステイ、病児、病後児保育等の生活援助を行います。
・安心して子育てできる環境づくりの一環として、保護者の経済的負担を軽減するため、4歳児、5歳児の保育料無料化、多子世帯への保育料軽減等を検討します。

◎学童保育の充実

・放課後に子どもが安心して活動できる場として学童保育事業の充実を図り、次世代を担う児童の健全育成を図ります。
・学童保育事業における4年生以上の受入要件を撤廃します。
・特別支援を必要とする児童については、障がい児受入推進事業による指導員配置により受け入れを行います。

◎多様な働き方を実現し、子育てと仕事の両立による少子化防止への取組

・少子化の進行を防ぐため、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）を可能とする働き方の見直しや父親の育児参加への意識等の啓発を行い、「家庭の日」である毎月第3日曜日を家族の絆を深める日として、ノーテレビ・ノーゲーム等の推進を図ります。

◎子育て世代への支援の充実

・すべての子どもが安心してより良い学校生活を送ることができるように、就学援助やハートフル学業支援金給付等の奨学金の充実を図ります。
・子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、中学3年生までの医療費無料化を引き続き行います。

◎子ども医療体制の充実

・保護者が子どもの病気に関する予備知識を学び、適正受診を守ることで、医師の負担軽減を図る等医師の働きやすい環境と医療に理解のある地域づくりを推進します。

◎支援が必要な子どもや家庭へのサービス提供

・育児不安の強い保護者や発達のうえで気になる子どもについて、引き続き医師・歯科医師・臨床心理士・言語聴覚士等による相談を行い、家族の不安軽減を図るとともに、子どもの健やかな発育を支援します。

◎母子保健事業の充実

・安心して子育てができるよう、母子保健事業の普及啓発に努めるとともに、相談支援体制や母子の健康管理体制の充実に努めます。
・妊婦助成や不妊治療助成など、経済的な負担軽減を図ります。

◎母子家庭、父子家庭への支援

・増加傾向にある母子家庭・父子家庭に対し、県福祉事務所と連携し、自立のための適切なアドバイスと経済的支援を行います。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
病児・病後児保育利用者数	7人／年	50人／年
希望者に対する学童保育の受入率	95%	100%

関連する計画

・多可町教育ビジョン　　・多可町子ども・子育て支援事業計画

施策 28　家庭・地域とともに個性ある学校園をつくる

基本方針

学校園・保護者・地域の人々が連携することにより、一人ひとりの子どもを伸ばし、夢をもって自らの進路を切り開き、子どもが楽しく学び成長を実感できる学校園をつくります。そのため、安全・安心で快適な環境のなかで、学習に取り組めるよう学校園の整備を進めるとともに、集団生活のなかで「人」を育む基盤として就学前教育の充実を図り、あわせて、学校教育の質の向上により、児童生徒一人ひとりに「確かな学力」を身につけさせます。なお、要保護児童・特別な支援を要する児童生徒・不登校等の問題を抱える子どもたちには、関係機関等との連携により早期の対応を図ります。また、子どもたちの社会性を養うため、集団生活に相応しい学校園の規模について検討を進めます。

現状と課題

○学校給食については、安定した給食の提供が課題となっています。食材に関しては、地元野菜の安定的な確保が求められています。
○学校園の耐震化対策について、校舎・体育館合わせて耐震化率 100%を達成しています。今後は、学校園の老朽化対策を含めた施設整備が課題となっています。
○要保護児童の保護対策として、児童福祉・保健医療・教育・警察・人権擁護等の関係機関による要保護児童対策地域協議会で、情報交換・情報共有等を行っています。
○国の整備方針に基づき、計画的に情報通信技術（ICT）の環境整備の充実を図っています。今後は授業における ICT の効果的な活用が課題となっています。
○各小中学校では「読書マラソン」に取り組み、読書習慣が身についた児童生徒が増加しています。
○小学 4 年生では「多可っ子芸術文化体験教室（わくわくベルディー）」を行っていますが、このような本町の環境を生かした体験活動をさらに充実する必要があります。
○各学校園において臨床心理士等による観察指導を行い、特別支援教育の充実に取り組んでいます。また、特別支援教育コーディネーターを中心として幼・小・中の連携を図り情報交換会を行っています。発達障がいのある子どもを支援するためサポートファイルを作成・活用した支援を進めています。
○教職員の資質向上については、教職員研修計画に基づき、社会性や専門性を高めながら取り組んでいます。教職員の大量退職時代を迎え、今後、若手教職員が増加するなか、県教育委員会の研修や学校現場での OJT[※1] を進めつつ、町教育委員会主催の研修会を通して若手教職員を育成していくことが課題となっています。
○異なる文化や価値観を理解し、ともに生きていく心を育成するために、国際化に対応した教育を推進し、また、市町を越えた交流を通して他地域を知り、視野を広げる教育を推進していくことが必要です。
○指導体制の確立、一貫性・連続性のある教育課程の編成等、小中一貫教育の推進に向けた取組が必要です。
○「ふるさと教育指導書」を作成し、本町の伝統文化（杉原紙・山田錦・敬老の日発祥のまち・播州歌舞伎）を教材化して、全小学校で取り組む体制を整えることにより、伝統文化にふれる機会が増加しています。今後も「ふるさと教育」を推進し、まちに誇りと愛着をもつ子どもの育成が必要となります。
○地域での子どもの見守り活動として、青色防犯パトロール隊が下校時の通学路等の安全見回りを行っています。今後は町内の事業所等と連携するなど、新たな見守りネットワークを構築していくことが課題です。
○学校・家庭・地域が連携協力して取り組んでいる「夜 9 時以降 SNS[※2] やりません運動」について、子どもたちがより一層、課題意識をもって推進し、持続可能な活動として進めていけるよう新たな展開が必要となっています。

■住民満足度調査結果　家庭・地域とともにつくる個性ある学校園について

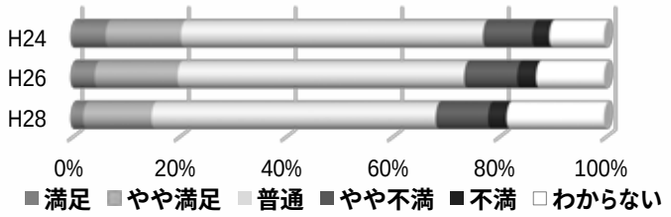

取り組む事項

◎学校給食の充実

・学校給食実施にあたり、食料の生産や食文化についての理解を深め次世代に継承していけるよう、地元食材の活用や伝統食・行事食の提供に取り組むとともに、安全で安心な給食を安定して提供します。
・学校給食センター・学校・家庭等と連携し、アレルギーに対応した学校給食を提供します。

◎学校園における施設整備への対応

・学校園の施設について状況を十分に把握し、環境改善、機能強化等にかかる改修・改築工事を実施することで学校建物（施設）の耐久性の向上、長寿命化を図ります。また、学校園の屋内運動場等（体育館・格技場など）においては、非構造部材（照明・バスケットゴールなど）の耐震化整備を行います。

◎要保護児童対策の促進

・虐待防止意識の積極的な啓発を行い、児童虐待の発生予防に努めます。
・要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が対象児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとに対応を行います。
・措置解除後の児童等が安定した生活をしていくための継続的な支援を実施し、児童虐待の再発防止に努めます。

◎子どもを育てるための世代間交流、地域間交流の推進

・子育てふれあいセンター、キッズランド、認定こども園・小学校、児童館等において、高齢者の知恵が受け継がれ、世代間交流が行われるよう、地域の高齢者や中高生等との交流を行います。
・放課後子どもプラン事業として「放課後こども広場」を継続実施し、放課後、小学校の運動場等で、地域住民の見守りのなか、子どもたちの安全を確保しながら異年齢による群れ遊びの場を提供します。
・他都市との連携として、姉妹都市や友好都市との教育交流の充実を図ります。

◎安全安心で充実した教育環境の整備

・学校教育における授業の充実を図るため、小・中学校の教材備品や学校図書の整備・充実に努めるとともに、ICT の環境整備・活用を計画的に進めます。
・児童生徒が減少するなかで、学校規模適正化基本方針に基づき、住民と情報共有を進めながら、教育効果をあげるための適正な学校規模、教育環境等のあり方について検討を行います。

◎特色ある学校園づくり

・多可町子ども読書活動推進計画に基づき、子どもが読書に親しみ、こころ豊かにたくましく生きる力を育めるよう積極的に取り組みます。
・学校園の取組を多方面から検証し、よりよい学校園づくりを進めるため、学校関係者評価を行う等、効果的な学校評価システムの構築に努めます。
・地域や学校の実態に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めます。

◎特別支援教育の推進

・特別な支援を要する児童生徒に対して、個々の教育的ニーズに応じて生活や学習活動を支援します。
・北はりま特別支援学校との連携、臨床心理士等による観察指導、特別支援教育コーディネーター等との情報交換の促進等、特別支援教育の充実を図ります。

◎教職員の資質向上

・質の高い教育をめざして教職員対象の研修会等を行い、新しい時代に対応できる情熱をもった人間性豊かで指導力のある教職員を育てます。

◎国際化に対応した教育の推進

・外国語指導助手（ALT）を各中学校に継続して配置するとともに、校種を越えた有効活用を図ります。また、異なる文化や価値観を理解し、ともに生きていく心を育成するために、国際化に対応した教育を推進します。

◎基礎学力の定着と学力・体力の向上

・基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させ、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を伸ばす確かな学力を育成します。
・定期的な体力・運動能力テストの結果等を踏まえ、日々の体育の授業や学校全体の取組を通して柔軟性や走力等体力の向上を図ります。

◎小中一貫教育の推進

・校区、町での研修や情報交換を実施することで、学習指導と生徒指導の円滑な接続を図り、義務教育9年間の学びを充実します。
・指導体制の確立、一貫性・連続性のある教育課程の編成等、小中一貫教育の推進に向けた取組を進めます。

◎ふるさと教育・キャリア教育※3の推進

・本町の伝統文化を生かした体験活動や「ふるさと教育副読本」を活用したふるさと教育を推進するとともに、「多可町ふるさと検定」を通して、ふるさとへの愛着と誇りを育み、多可町を愛する子どもの育成をめざします。
・自分に自信をもち、社会や集団のなかでの自分の役割を意識し、夢や希望、目標を持てる子どもを育成することをめざし、キャリア教育を推進します。

◎いじめ、不登校等の対策

・こころの悩み解消と SOS の早期発見をするため、教育相談活動の充実を図ります。個々に応じた指導により、学校生活への復帰を図ります。

◎青少年健全育成に必要な取組の充実

・青少年育成センターの補導委員を中心に、地域で補導活動の充実・強化に努め、青少年の問題行動等の未然防止に努めます。

・平成 28（2016）年度に策定した SNS ルール（スマホ 3 ヵ条）に基づき、学校・家庭・地域が連携協力し SNS 利用を中心とした情報モラル教育に徹底して取り組むなど、子どもたちの健全なネット利用に向けた取組を推進します。

◎学校、地域における防犯体制の強化

・地域での子どもの見守り活動は、町内の事業所等と連携し、地域全体で見守るネットワークを構築していきます。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
全国学力・学習状況調査（知識）正答率 80%以上の割合	42%	50%
全国学力・学習状況調査（知識）正答率 40%以下の割合	13%	10%
放課後こども広場参加児童率	43%	50%

関連する計画

・多可町教育ビジョン

・多可町子ども読書活動推進計画

【用語解説】

※1 OJT：On-the-Job Training の略、仕事をしながら職場内で具体的に指導し技術等の向上を図っていくこと。

※2 SNS：友人知人等の社会的ネットワークをオンラインで提供することを目的とするコミュニティ型のインターネットサービスのこと。

※3 キャリア教育：キャリア（経験）を生かして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育のこと。

施策 29　生涯を通して、学び、教え合う生涯学習を推進する

基本方針

生涯学習を通してあらゆる世代が互いに学び合い、教え合い、人がつながるまちをつくります。そのために、生涯学習の拠点となる施設を整備し、地域課題等の関心を高め、自発的・自立的な生涯学習ができるよう、学習情報の発信や活動場所の確保・学習機会の提供に努めます。そして、多様な主体が連携・協力し、学んだ知識・技術・経験等を地域に循環できる仕組みをつくります。

現状と課題

○多可町図書館は旧中町の図書館として、本の貸出に重点を置いて既存施設の改修で開館したため、閲覧・書架スペースともに不足しています。図書館は本を借りるだけでなく、自由にゆったりと過ごせる滞在型施設であることが望まれており、くつろげる座席・談話コーナー・飲食コーナー等住民の皆さんに広く有効活用してもらうための施設として、検討が必要です。

○生涯学習推進のための拠点となる施設が求められています。図書館機能を有する「生涯学習センター」については、多可町生涯学習センター建設基本計画策定検討委員会から提言を受けており、今後、整備を検討する必要があります。

○生涯学習推進体制として、生涯学習推進本部と生涯学習推進協議会の効果的な連携運用が求められています。各委員が生涯学習の捉え方、取組方法を明確にし、町民の生活に生涯学習が十分浸透するよう、町民一人ひとりが必要性等を理解し、取り組む意欲を高められるようにしていく必要があります。

○生涯学習講座及びいざない学習講座については、生涯のいつでも、どこでも、誰でも自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう様々な講座を開設しています。平成 26（2014）年度に開講した「いざない学習講座」は、受講生の在籍期間を最長 3 年に設定し、より初心者の方が受講しやすい環境を整えています。今後とも、学びたい方のニーズを満たす講座を開設していく必要があります。

○ふるさと創造大学については、「暮らしの創造と交流」をテーマに、あらゆることについての情報交換・交流・学習研究などの「場づくり」を進め、学習成果をもとに講座生の自由な発想で「まちづくりの提案」を行っています。講座生の確保・増加を図り、地域貢献できる人材育成につなげていく必要があります。

○生涯大学については、一般教養講座を 1 ケ所開催とし、クラブ活動については 3 区それぞれにあったクラブの統合を進めており、学園生同士の交流の広がりが生まれています。今後、学んだ知識や経験を地域に還元できるシステムづくりが必要です。

○生涯学習人材バンクの登録者を一元管理し、講座や学校の講師の選任に活用されています。町民への PR を継続的に実施し、人材バンク制度の存在を知ってもらうことが必要です。

○本町で生活する外国人が増加しています。外国人の安全・安心を守る支援が必要です。

■住民満足度調査結果

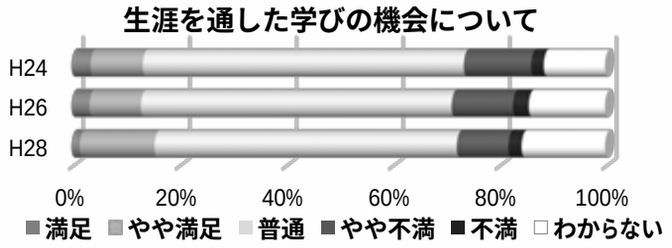

取り組む事項

◎図書館機能の充実

・児童図書や地域の歴史文化資料等まちづくりに資する良質な図書・資料の充実に努めます。また、近隣図書館との連携を進め、住民の皆さんのリクエストにも応じ、情報提供機能の充実を図ります。

◎生涯学習に必要な拠点施設の整備

・生涯学習に関する情報提供機能・学習スペース機能・学習参加者同士の交流機能等、総合的な環境を整えた「生涯学習センター」の整備を検討します。

◎生涯学習のさらなる推進

・生涯学習推進協議会と生涯学習推進本部との連携を深め、生涯学習推進基本計画の基本方針、基本目標に基づき、生涯学習の捉え方、具体的な取組方法を明確にして推進します。

◎生涯学習講座及びいざない学習講座の支援

・講座を通して生きがいを見つけ、仲間の輪を広げるきっかけとなるよう、魅力ある講座を提供していきます。

◎ふるさと創造大学の支援

・運営委員を中心に、魅力的なプログラムを作成するなど、講座生の確保・増加、そして講座への参加の増加を図り、地域貢献できる人材育成につなげていきます。

◎生涯大学の推進

・高齢者が、学習活動を通して、仲間づくりをしながら知識と技能の習得を図り、心身ともに健康で生きがいと喜びに満ちた心豊かな生活の実現を図ります。また、学んだことを地域に還元できる体制の構築について検討を行います。

◎地域人材の活用

・まちづくりに生かす人材情報データベース（人材バンク制度）の存在を周知し、さらなる活用の活性化を図ります。

◎多文化共生事業の展開

・多可日本語教室を通して、本町で生活する外国人が、地域に参加、安全・安心、文化的に生活できるように支援を行います。さらには、この教室の支援者、学習者が中心となり多文化共生事業の展開を図ります。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
人材バンク登録者数	89 人	100 人

関連する計画

・多可町教育ビジョン
・多可町生涯学習推進基本計画
・多可町子ども読書活動推進計画

施策 30　健康で生きがいのある生涯スポーツを推進する

基本方針

健康づくりや体力づくりを行い、住民の皆さんがいきいきと暮らせるよう、スポーツを通して健やかに暮らせるまちをつくります。そのために、誰もが時間や場所を問わず、気軽にスポーツができる活動場所や活動機会・体力や年齢・技術・目的に応じたスポーツプログラムの提供に努めます。また、スポーツの楽しさを経験できるスポーツ活動を支援するとともに、年齢や性別、身体能力に応じて適切に指導できる指導者やボランティア等のスポーツサポーターを育てます。

現状と課題

○生涯スポーツ振興基本計画、生涯スポーツ振興行動プログラムに基づき、生涯スポーツの機会の充実とニュースポーツ等の普及啓発を推進しています。

○生涯スポーツの振興に必要な施設の整備を計画的に行っています。今後、老朽化が進行する施設については、利用状況等を確認しながら、計画的に改修等を進めていく必要があります。

■住民満足度調査結果　健康で生きがいのある生涯スポーツについて

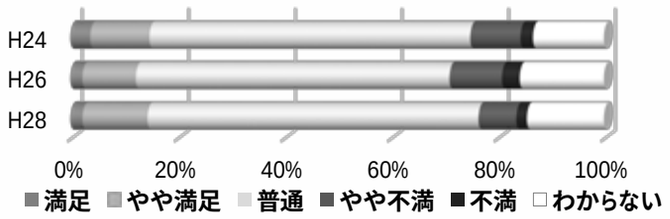

取り組む事項

◎スポーツ活動の場所と機会の提供

・既存のスポーツ施設や学校体育施設を活用し、定期的・継続的にスポーツ活動に参加できる場所と機会を提供します。

・定期的に適度なスポーツ活動の重要性等について広報・啓発を推進します。

◎ライフステージに応じた生涯スポーツの振興

・スポーツ団体等の指導者に対する研修会などを定期的に開催し、適正かつ効果的なスポーツ指導を推進します。

・幼児・児童期、青年期、壮年・中年期、高齢期のそれぞれの体力に応じたスポーツプログラムを提供します。また、障がいのある人、ない人に関わらず、誰もが、スポーツを「する」「見る」「支える」ことにより、生涯スポーツのまちをさらに推進します。

◎生涯スポーツ施設の整備・改修

・健康で文化的な生活を実現するため、生涯スポーツ施設や生涯学習施設の適切な運営管理と整備・改修等を計画的に行います。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
スポーツ DAY 参加者数	2,934 人／年	4,000 人／年

関連する計画

・多可町教育ビジョン

・多可町生涯スポーツ振興基本計画

・多可町生涯スポーツ振興行動プログラム

施策 31　文化と伝統に息づいたまちをつくる

基本方針

住民の皆さんが文化財や伝統文化にふれ、ふるさとに誇りや愛着が持てるよう、歴史や文化を大切にするまちをつくります。そのために、文化財や伝統文化の保護・保存・啓発を図り、郷土の伝統技術・伝統芸能の継承、育成を支援するとともに、歴史・文化・芸術にふれる機会を充実し、心豊かな文化の創造に努めます。

現状と課題

○地域に存在するすべての歴史遺産を悉皆調査※1により、的確に把握し、歴史遺産の周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するために、「多可町歴史文化基本構想」の策定が必要です。

○調査等により保存されている埋蔵文化財や民俗資料等の歴史資料の展示・活用方法を検討していくことが必要です。

○那珂ふれあい館のソフト事業では、地域の歴史学習の拠点として体験学習を行っています。また、地元ボランティアが教える側の技術を生かす場とすることで、学ぶ人との交流を通して、人づくり・まちづくりにつながる学習機会の提供をさらに推進していく必要があります。

○「ベルディーホール」や「那珂ふれあい館」については、安全性と利便性を高めるとともに、老朽化していく施設・設備を計画的に更新していくことが課題となっています。

○文化に対する町民の理解は十分には浸透しておらず、感動体験をしてもらえるような事業を増やすことを通して、来場者数の増加につなげていく必要があります。

○伝統文化については、播州歌舞伎などの伝統芸能の継承と後継者の育成を行っています。小学生を対象とした播州歌舞伎「カブキッズたか」では、まず歌舞伎に興味をもってもらい、その後中央公民館播州歌舞伎クラブに所属することで本格的な歌舞伎の技能を継承しています。

○古来から日本一の名紙と謳われた手すき和紙「杉原紙」について、広く PR していく必要があります。

■住民満足度調査結果　文化と伝統に息づいたまちづくりについて

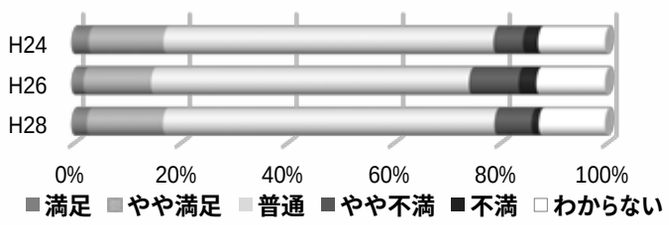

取り組む事項

◎文化・歴史施設の適切な管理運営

・文化・歴史施設については、安全性と利便性等を高めるため、施設や器材等の修繕・更新を計画的に行います。

◎地域文化資源の有効活用

・貴重な各種歴史文化遺産の発掘・収集・調査研究・保存管理に努め、地域の歴史文化遺産の共有化を促進するとともに、効果的な企画展や歴史講座等を行うことで、文化財を身近なものとして親しみ、郷土を愛する心を育みます。

◎伝統文化にふれる体験学習の充実

・那珂ふれあい館では、地域の歴史学習の拠点として、歴史や文化に基づく体験学習を行います。また、地元ボランティアガイド、学校教育との連携により、地域の歴史・文化を生かした歴史学習の場を提供し、人づくり・まちづくりにつなげていきます。

◎歴史文化基本構想の策定

・地域に存在するすべての歴史遺産を悉皆調査により、的確に把握し、歴史遺産の周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するために、「多可町歴史文化基本構想」の策定をめざします。

◎住民が文化にふれる機会の創造

・ベルディーホールでの自主公演の推進や同館の住民利用を促進して、地域住民が文化にふれる機会を提供することで、心豊かな人づくりを進めます。

◎芸術・文化団体の活動の支援

・文化振興団体の自主活動やボランティア活動を支援することで、文化に通じたまちづくりのリーダーとして幅広く活躍できる人材を育成します。

◎杉原紙の継承と発展・発信

・「杉原紙」について、「杉原紙総合調査委員会」を立ち上げて、その歴史と文化を守り伝えるとともに、特色ある地域資源として広く町内外に発信するとともに、杉原紙発祥のまちとして本町を全国に発信していきます。平成 32（2020）年「復活」50 年を迎えるにあたり、国の重要無形文化財登録をめざします。

◎心豊かな文化活動の伝承

・播州歌舞伎「カブキッズたか」や千ケ峰太鼓等の後継者育成を通して、全町エリアで伝統芸能の文化伝承活動を行います。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
文化祭来場者数	2,877 人／年	4,000 人／年
ベルディーホール自主事業入場者数	6,453 人／年	7,000 人／年

関連する計画

・多可町教育ビジョン

【用語解説】

※1 悉皆調査：対象となるものをすべて調べる調査のこと。

基本目標 6

協働による自主自立のまち

政策 15　共生社会の形成

施策 32　人権尊重のまちをつくる

政策 16　協働のまちづくりの推進

施策 33　住民主体の協働のまちづくりを推進する

施策 34　若者が主体的に活躍できるまちづくりを推進する

施策 35　まちづくりに必要な情報の共有体制を充実する

政策 17　開かれた役場

施策 36　効率的・効果的な行政経営を推進する

施策 37　効果的な広域連携を推進する

政策 15　共生社会の形成

施策 32　人権尊重のまちをつくる

基本方針

一人ひとりがお互いの違いを認め合い、尊重しあうことができ、思いやりあふれる人権尊重のまちをつくります。また、男女がともにいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現を図ります。そのために、人を思いやる気持ちを幼い頃から育む人権教育や、男女共同参画社会に向けた意識啓発活動の促進、関連施策に対する相談体制の充実に努めます。

現状と課題

○人権教育の推進として、家庭・学校・地域の三者が密に連携し、人権尊重に関する教育及び啓発を進めています。

○男女共同参画社会への取組として、多可町男女共同参画計画に基づき、女性が様々な分野で意思決定プロセスに関われるよう、審議会・委員会への積極的な登用を呼びかけるとともに、住民への啓発活動としてセミナーや男女共同参画推進委員会、講演会等を開催しています。引き続き、啓発活動を行い、町民等の意識改革を推進していく必要があります。

○ドメスティック・バイオレンス（DV）※1 対策については、相談窓口の周知徹底を行う必要があります。また、相談があった際は迅速に県につなぎ、スムーズな対応を行うことが求められます。

■住民満足度調査結果　人権尊重のまちづくりについて

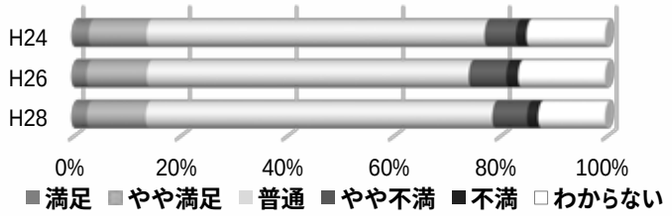

取り組む事項

◎人権学習の推進

・家庭・学校・職場・地域社会等のあらゆる場において人権学習を推進します。特に社会教育においては、日常生活の具体的な問題を掘り起こし、住民の皆さんが意欲をもって学習できる方法を工夫し、人権意識の確立を図ります。あわせて、男女共同参画社会の推進、いじめ撲滅等、さらなる学習活動の充実を図ります。

◎人権啓発の推進

・基本的人権を尊重する社会を築くために、広報活動や相談体制の充実等により人権啓発活動を推進し、関係機関等との連携による人権擁護への対応強化を図ります。また、人権啓発の推進に必要な指導者の養成や啓発資料の整備に取り組み、より効果的な手法による啓発事業を行います。

◎男女共同参画社会の実現

・あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させるため、審議会等へ女性の登用を積極的に推進します。
・男女共同参画社会に向けた意識変革のため、これまでの啓発方法に加え、事業主や労働者に対しても積極的に周知・啓発を行います。

◎ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の強化

・DV 等に対応する相談体制を強化するとともに、広報たかやたかテレビ等を活用し、専用ホットラインの開設など相談窓口の周知徹底に取り組みます。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
人権学習会への参加者数	3,155 人／年	3,500 人／年
審議会等女性委員登用率	22.1%	40.0%

関連する計画

・多可町教育ビジョン
・多可町男女共同参画計画

【用語解説】

※1 ドメスティック・バイオレンス（DV）：明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

施策 33　住民主体の協働のまちづくりを推進する

基本方針

地域住民が主体的に参加し、自らの手で地域を創造しようとする取組のなかから地域の連帯感が生まれるよう、「自分たちでできることから始める」意識づくりや活動の支援に努め、地域コミュニティの活性化を推進します。また、地域におけるまちづくり等の推進役となるリーダーの育成に努めます。

一人ひとりが、知恵を出し合い、自らの責任において地域の課題解決に取り組んでいく住民自治をめざし、地域の活性化に努めます。また、自治会や集落を越えた活動団体の連携や交流を推進するとともに、住民活動への支援に努めます。

現状と課題

○「絆づくり」を目的にさらなるコミュニケーションづくりをめざしていますが、地域においては継続的に活動していくために必要な人的・経済的負担が年々高まっています。
　これらの事業の活用により、集落の三世代交流が定着し始めており、事業の継続が求められます。

○地域資源や特性を生かし、自主的に魅力ある地域づくりを行っている集落を支援する「地域特性進展事業」については、本町の知名度を上げ、地域特性をさらに推進しています。

○住民主体のまちづくりに発展させる仕組みづくりとして、地域の様々な分野で活躍する団体等に対し、まちづくりに関する参画支援を行う必要があります。

○住みよい地域づくりに必要な人材の育成が課題となっています。

○住民がそれぞれの課題に対して主体的に行うまちづくりへの取組として、3 区の地域特性を生かしながら、本町としての一体化をさらに進めていく必要があります。

■住民満足度調査結果

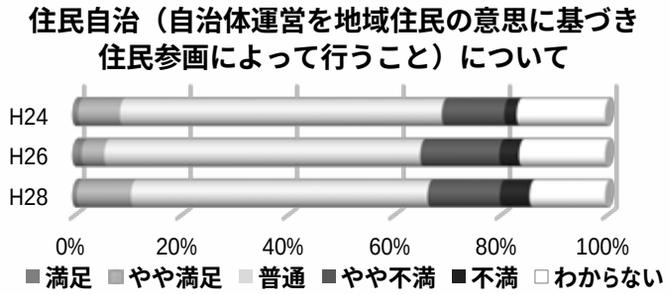

取り組む事項

◎身近な地域コミュニティづくりの推進

・むらづくり活動によるコミュニケーションを通して、地域コミュニティの果たす役割の重要性を認識するとともに、地域の絆を育み、自立と賑わいを創出し、地域の主体性と人々の連携強化をさらに促進します。

◎地域特性を生かしたまちづくりの推進

・本町の地域特性や地域資源を広く情報発信し、町の知名度及びイメージの向上、交流人口の増加に寄与する団体に対して、大学研究者等と連携しながら、地域コミュニティをさらに進化させ、自主運営が行えるよう支援を行います。そして、3 区の地域特性を生かしながら、本町としての一体化をさらに進めていきます。

◎住民自治の推進

・目まぐるしく変化する社会的・経済的状況により、3 区の地域協議会のあり方を再考し、地域課題等について地域全体で解決することで地域力の向上を図ります。

◎参画と協働のまちづくりに必要なルールづくり

・住民による参画と協働のまちづくりを行うため、地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのか等、多可町独自のまちづくりに必要な基本ルールづくりを住民主体となって進めていきます。

◎新たな公共の推進

・行政が事務局となっている任意団体の活動について、さらなるパートナーシップを図り、協働のまちづくりの実現を図ります。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
むらづくり協議会のリーダー数	64 人	64 人

施策 34　若者が主体的に活躍できるまちづくりを推進する

基本方針

家庭や学校・地域社会において、若者が社会の一員として自らの役割と責任を自覚し、地域に貢献できるよう、若者の積極的なまちづくり参加を促進します。また、子どもたちが自ら目標や理想を定め、自立に向けて努力できるよう、大人が子どもの自立を支え励ましていく活動を推進します。

現状と課題

○中学生や高校生がより地域への関心を高める機会をつくることで、地域の発展を支え、地域をリードする担い手を育成する必要があります。

○若い世代や子育て世代が積極的に地域で活躍できる環境づくりや支援を行い、まちの活性化につなげていくことが必要です。

■住民満足度調査結果　若者が主体的に活躍できるまちづくりについて

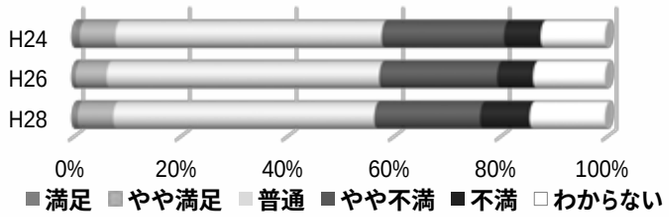

取り組む事項

◎まちづくりへの若者の参加促進

・若者の自主的な活動を育成するため、まちづくり・イベント・文化・スポーツ等に関する自主企画・運営に対して積極的な支援を行い、明日のまちの担い手となるリーダーの育成に努めます。

・活動に対するやりがいの創出や活動の輪の拡大につなげるため、若者の自主的な活動を広報たか等で発信します。

・多可高等学校と連携して、地域でのボランティア活動等に対する高校生の関心を高めていきます。

◎地域での仲間づくり推進

・青年団活動など青年サークル活動を通して、地域を基盤にした連携を深め、地域の活性化へとつながる若者の主体的な活動を支援していきます。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
青年サークル活動者数	19 人	30 人

政策 16　協働のまちづくりの推進

施策 35 まちづくりに必要な情報の共有体制を充実する

基本方針

情報の適切な維持管理体制を整え、誰もが安全・安心に情報を活用することができる体制をつくります。また、広報たかや町のホームページからの発信について、さらなる工夫を図り、住民と行政が情報を共有し、開かれたまちづくりができるよう、様々な情報媒体を活用してまちの情報の受発信に努めます。たかテレビの住民参画による番組づくり等、時代に適合したサービスの充実に努めます。

現状と課題

○まちづくりに必要な情報の発信については、広報たか・町のホームページ・たかテレビ・政策レーダー[※1]等で行っています。町のホームページの充実が課題となっています。
○住民と行政の双方向の対話については、「町長ふれあいトーク」・「目安箱」等で対応しています。
○たかテレビについては、3 区で加入率に差がありますが、住民への周知は進んでおり、老若男女に受け入れられています。今後は、たかテレビの有効活用のため、地域情報はもとより行政情報も充実していくことが必要です。

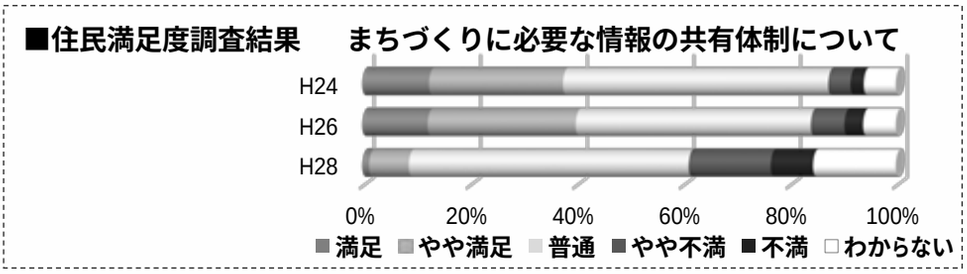

取り組む事項

◎情報の発信体制の強化
・広報たか、町のホームページ、たかテレビ、防災行政無線、その他情報通信技術（ICT）を活用して、タイムリーな行政情報、まちの情報の発信に努めます。

◎情報の共有体制の強化
・情報の適切な維持管理体制を整え、量的にも質的にも十分に公開されることで、多くの住民の皆さんのまちづくりへの参画と協働の推進に努めます。

◎住民と行政の双方向の対話の充実
・住民の皆さんと行政の双方向の対話を充実させるため、町長ふれあいトーク、電子媒体等あらゆる手段を用いて生活に役立つ情報を提供するとともに、住民の皆さんからの意見を町政に反映できる体制を構築します。

◎たかテレビコンテンツの充実
・住民ボランティア育成を含む効果的な運営体制を検討するとともに、地域に密着したテレビ局運営（見るテレビ、出演するテレビ、制作するテレビ）を推進します。たかテレビで公開する行政情報の充実を図ります。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
情報共有体制の充実への満足度	59%	70%

【用語解説】[※1]政策レーダー：役場のタイムリーな情報を分かりやすく解説した情報紙。

施策 36 効率的・効果的な行政経営を推進する

基本方針

持続性のある健全な行政経営をめざすため、多可町行財政改革大綱に基づく第 3 次多可町行財政改革実施計画を推進し、行政サービスの向上に努めます。そのために、さらなる人材育成による職員資質の向上、行政評価による地域ニーズの把握と事業検証、民間活力の導入も含めた事業の選択と集中、文書管理の適正化や公有財産等の効率的な活用等を推進し、健全な行財政経営に努めます。

情報に対する保護対策の充実を図り、電子自治体の推進を図ります。行政内部の情報通信技術（ICT）環境の更新や情報セキュリティ対策を進めます。

現状と課題

○普通交付税等の合併による特例加算の終了期限を間近に控え、歳出規模の抑制が大きな課題であることから、行財政改革の推進として、平成 27（2015）年度に第 3 次行政改革大綱を策定し、平成 27 年（2015）度から 5 ケ年計画で取組を進めており、適正な財政規模を維持するための施策の見直しや健全な財政運営をするための歳入確保、歳出削減への取組が必要です。

○平成 28（2016）年度から 2 ケ年で策定する「多可町公共施設等再配置計画」に基づき、公共施設等の統廃合を計画的に推進していくことが課題となっています。

○固定資産台帳と連動した統一基準会計を導入し、財政の見える化を図り行財政経営の効率化を進める必要があります。

○行政評価については、公会計と連動した事業評価を行うとともに第三者による外部評価を導入し、限られた資源の有効活用を推進していく必要があります。

○窓口延長サービス・日曜窓口サービスでの証明書等発行業務で住民ニーズに応えています。

○自治体における情報セキュリティの強靱化は重要であり今後ますます対策が必要です。また、コンビニでの収納や証明書発行など住民サービス向上に向けた情報基盤の整備促進を検討していく必要があります。

○個人番号カードの活用による住民サービスの向上について、今後検討していくことが必要です。

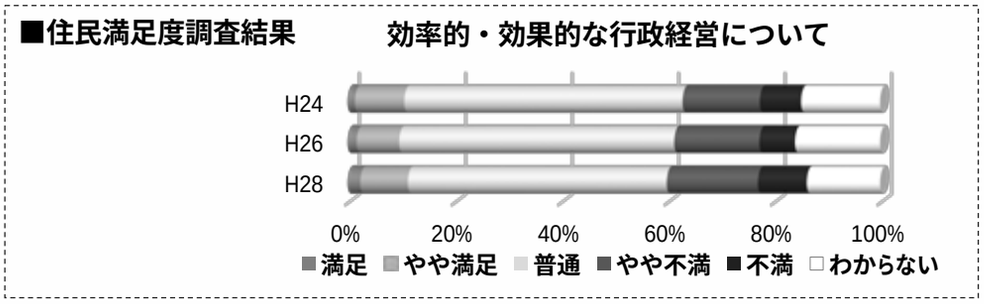

取り組む事項

◎行政情報システムの整備と業務の効率化

・行政サービスを高めるとともに、業務を効率的で正確かつ迅速に進めるため、各分野における情報シ

ステムの整備を計画的に行い、コンビニ納付や証明書発行などさらなる電子自治体の推進を図ります。また、個人番号カードの活用による住民サービスの向上について検討します。

◎民間活力導入の推進

・新たな行政課題や多様化する行政需要に対し、限られた財源と組織で対応する必要があることから、行政と民間の役割を見直し、行政サービスの維持向上に配慮しながら、効率的・効果的な指定管理者制度の運営をめざします。民間へ移行できることについても検討していきます。

◎情報セキュリティ対策の強化

・ますます巧妙化しているサイバー攻撃、ウイルス対策等の強化が必要となっており、関係省庁・県と連携して情報セキュリティの強靱化を図ります。

・個人情報の取り扱いについて、取り扱いルールを明確化し、役場職員の情報セキュリティに対する意識を高めます。

◎安全安心な庁舎の整備

・合併特例債を用いて、防災拠点機能の強化を図るとともに、窓口機能、執務機能、議会機能を充実させた本庁舎を整備します。

◎健全な財政基盤の確立

・地域における適切な役割分担を明確化するとともに、事務事業の徹底した見直しにより歳出削減を図ります。

・公共建築物については、評価・検証を進め、統廃合や有効活用を推進することで、平成 57（2045）年度までに総延床面積を 4 割削減すべく取り組みます。

・歳入面においては、税収等の一層の確保に努めるとともに、受益者負担の適正化、町有財産の売却及び貸し付け等の有効活用を図り、財源の確保に努めます。

・財政健全化法及び新地方公会計制度改革に基づき、住民の皆さんに分かりやすく情報を公開し、透明性の高い財政運営を推進します。

◎人材育成の推進

・多可町人材育成基本方針に基づき、職員の資質向上と能力開発に努め、各種研修を充実し、意欲と行動力をもって地方分権型社会で活躍できる人材を育成します。また、人事評価制度を充実させ、職員の意欲や能力を職務に最大限発揮できる仕組みをつくることで、組織の活性化ひいては行政サービスの向上を図ります。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
実質公債費比率	15.3%	11.5%（*1）

（*1）平成 37 年度の目標値

関連する計画

・多可町行財政改革大綱
・多可町行財政改革実施計画
・多可町公共施設等総合管理計画
・多可町公共施設等再配置計画
・多可町役場定員適正化計画
・多可町新庁舎建設基本計画

施策 37　効果的な広域連携を推進する

基本方針

生活圏の拡大に伴う行政需要に対応するため、様々な分野にわたって広域行政・地域連携を推進します。そのために、関係自治体と広域的なネットワークを形成し連携を推進することで、広域的課題の解決を図ります。

現状と課題

○一部事務組合の共同処理については、西脇多可行政事務組合（斎場、休日急患センター、農業共済、介護・障害認定審査）、北播磨清掃事務組合（一般廃棄物収集・処理）、播磨内陸医務事業組合（看護専門学校）、北播磨子ども発達支援センター事務組合わかあゆ園、氷上多可衛生事務組合（し尿処理）等で行っています。なお、平成 23（2011）年 4 月から消防業務は、新たに西脇市・加西市・加東市とで構成する北はりま消防組合で行っています。

○西脇市、多可町相互の連携と協力により効率的・効果的で安心・快適に暮らせる地域づくりをめざし形成協定が締結された「北はりま定住自立圏構想」の実現に向け、それぞれの政策分野で具体的な協定項目について取り組んでいます。

平成 27（2015）年度には新たに加西市、加東市、西脇市、多可町による「北播磨広域定住自立圏構想」の形成協定が締結され、より大きなスケールメリットによる効率的・効果的な行政システムが図られることとなりました。

○「北はりまハイランド構想」の実現をめざし、西脇市と連携し活動を行っています。

■住民満足度調査結果　　関係自治体との効果的な広域連携について

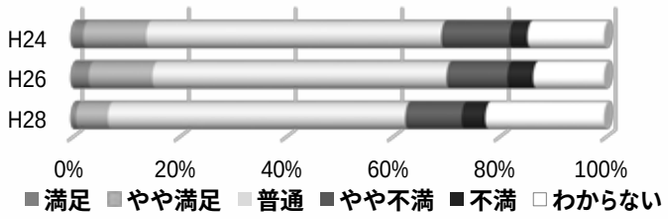

取り組む事項

◎定住自立圏構想による近隣市町との連携強化

・人口減少や少子高齢化が続く社会背景や地方分権等を踏まえ、各自治体においても地域経営の見直しが求められており、これらを解決するために集約とネットワークによる効果を最大限に発揮し、活力と魅力ある生活圏の創造に取り組みます。

①北はりま定住自立圏構想の推進

北はりま定住自立圏共生ビジョンに基づき、西脇市とともに自治体の枠組みを超えた地域課題や広域的な行政需要に取り組むことで、圏域の活性化及び人口の定住化を推進します。

②北播磨広域定住自立圏構想の推進

同じ生活圏・経済圏を共有する加西市、加東市を中心市とし、近隣市町である西脇市、多可町が広域定住自立圏を形成することで効率的・効果的な行政システムを構築するとともに、定住に必要な生活機能の確保・充実により圏域住民が快適に暮らせる環境づくりを推進します。

◎広域連携の推進

・行政需要の広域化に対応するため、国や県との連携・協調を図るとともに、町単独では解決が困難な問題や広域的な対応が必要な課題については、広域連携を進め、共通課題の解決を図ります。

①広域行政の推進

環境・消防・福祉等、広域的な自治体相互間の連携を強化し、積極的に問題解決を図ります。

②広域的な情報ネットワークの形成

広域市町村圏の自治体と連携・協力し、イベント情報の発信等情報ネットワークの形成や各種施設の広域的な相互利用の促進や交流を図り、魅力ある広域圏の発展と交流促進に努めます。

・「北はりまハイランド構想」に基づき、今後も西脇市との連携を継続していきます。

めざそう値

成果指標	現状値	目標値
定住自立圏連携事業により効果のあった事業割合	57.1%	100%

関連する計画

・北はりまハイランド構想アクションプログラム

参考資料

多可町総合計画審議会設置条例

平成18年３月27日条例第２号
改正
平成18年６月７日条例第13号
平成22年３月26日条例第13号
平成26年３月28日条例第13号
平成28年３月31日条例第27号

（設置）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、多可町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、町長の諮問に応じ、多可町総合計画の策定に関する必要な事項について調査及び審議する。

（組織）

第３条　審議会は、委員35人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

（１）　識見を有する者

（２）　公共的団体等の役員及び職員

（３）　住民の代表

（４）　前３号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

３　委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、その委嘱を解くものとする。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長各１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選による。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　会長は、会議の議長となる。

４　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第６条　審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、プロジェクト推進課において処理する。

（補則）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は会長が定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行後最初の審議会は、第５条第１項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附　則（平成18年６月７日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、平成18年４月１日から適用する。

附　則（平成22年３月26日条例第13号）

この条例は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成26年３月28日条例第13号）

この条例は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月31日条例第27号）

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

第２次多可町総合計画審議会委員名簿

平成 28 年 7 月 22 日委嘱　順不同、敬称略

区分	氏名	選出団体等	部会
識見を有する者	清水　俊博	議会議員	部会①
	山口　邦政	議会議員	部会②
公共的団体等の役員及び職員	◎　横山　裕行	区長会	部会①
	安平　富彦	中区地域協議会	部会①
	伏原　朝臣	加美区地域協議会	部会①
	河崎　富也	八千代区地域協議会	部会①
	藤浦　重美	婦人会	部会①
	藤井　徳孝	体育協会	部会②
	橋詰もり子	文化連盟	部会②
	植山　保信	消防団	部会①
	○　南畝　一郎	社会福祉協議会	部会②
	三村　嘉昭	民生委員・児童委員協議会（～平成 28 年 11 月 30 日）	部会②（部会長）
	髙橋　定雄	民生委員・児童委員協議会（平成 28 年 12 月 1 日～）	部会②
	門脇　昌弘	身体障害者福祉協会	部会②
	芦田　博量	老人クラブ連合会	部会②
	山田　正壽	農業委員会	部会①
	藤井　良夫	農会長会	部会①
	中道　忠憲	北はりま森林組合	部会①
	清水　賢彦	商工会	部会①（部会長）
	藤井　英延	観光交流協会	部会①（副部会長）
	門脇きみ子	教育委員会教育委員	部会②
	山本　　聡	PTA 連絡協議会	部会②
	井上　宜治	子ども会連絡協議会	部会②
住民の代表	杉原　愛子	住民代表（子育て世代）	部会②（副部会長）
	吉田　　愛	住民代表（子育て世代）	部会②

◎：審議会会長、○：審議会副会長
部会①　自然・生活・環境/産業・観光・交流/協働・共生
部会②　健康・福祉・医療/子育て・教育・文化

第２次多可町総合計画策定検討委員会委員名簿

平成 28 年 5 月 31 日指名

区分	氏名	所属課
部会①	藤本　真子	総務課
	谷尾　　諭	地域振興課
	藤原　　満	定住推進課
	金高　竜幸	生活安全課
	高橋　　敏	産業振興課
	藤原　　徹	建設課
	遠藤　　博	上下水道課
部会②	梅田　康宏	生涯学習課
	足立貴美代	住民課
	藤本　圭介	健康福祉課（福祉）
	勝岡　由美	健康福祉課（保健）
	宮原　文隆	教育総務課
	小林　弥生	学校教育課
	市位　孝好	こども未来課

区分	氏名	所属課
事務局	笹倉　康司	副町長
	當舎　良章	技監
	小野　博史	理事兼官房長
	吉田　一四	理事兼防災監兼定住推進課長
	安田　一司	理事兼健康福祉課長
	藤原　正和	プロジェクト推進課長
	森脇　伴行	プロジェクト推進課副課長
	吉田　　環	プロジェクト推進課主査
	伊藤　竜太	プロジェクト推進課主査

部会①　自然・生活・環境/産業・観光・交流/協働・共生
部会②　健康・福祉・医療/子育て・教育・文化

諮問書

多 推 第　2 4 3　号
平成 28 年 7 月 22 日

多可町総合計画審議会会長　様

多可町長　　戸　田　善　規

第 2 次多可町総合計画（基本構想・基本計画）について（諮問）

第 2 次多可町総合計画（基本構想・基本計画）を策定するにあたり、多可町総合計画審議会設置条例第 2 条の規定に基づき、貴審議会にご審議願いたく、ここに諮問いたします。

答申書

平成 29 年 2 月 22 日

多可町長　戸田善規　様

多 可 町 総 合 計 画 審 議 会
会　　長　　横 山　　裕 行

第 2 次多可町総合計画（基本構想・基本計画）について（答申）

多可町総合計画審議会設置条例に基づき、平成 28 年 7 月 22 日に町長から第 2 次多可町総合計画（基本構想・基本計画）の策定について諮問を受けました。

審議会で、近年の内外における政治、経済、社会情勢を見据えるとともに、「多可町人口ビジョン・総合戦略～きらり輝く プラチナ戦略～」を踏まえ、慎重に協議を重ねてきました結果、「第 2 次多可町総合計画」（答申）のとおり意見を集約しました。

この総合計画を基本に、「私たちのまちは、私たち一人ひとりが創る」という基本姿勢が十分尊重され、「天 たかく 元気 ひろがる 美しいまち 多可～人がたからのまち きらり輝くまち～」が実現することを切望し、答申いたします。

計画策定の経過

年　月　日	内　　容
平成 28 年 5 月 31 日	第 1 回総合計画策定検討委員会開催
6 月	第 2 次多可町総合計画策定のための若者アンケート（中学 2 年生）
7 月 4 日	第 2 回総合計画策定検討委員会開催
7 月	第 2 次多可町総合計画策定のための若者アンケート（高校生）
7 月 5 日～7 月 22 日	第 2 次多可町総合計画策定のための町民アンケート
7 月 22 日	第 1 回総合計画審議会開催 第 2 次多可町総合計画について諮問
8 月 22 日	第 1 回総合計画審議会　専門部会①開催 （自然･生活･環境/産業･観光･交流/協働･共生）
8 月 23 日	第 1 回総合計画審議会　専門部会②開催 （健康･福祉･医療/子育て･教育･文化）
9 月 8 日	第 3 回総合計画策定検討委員会開催
9 月 27 日	第 2 回総合計画審議会開催 第 2 回総合計画審議会　専門部会①開催 第 2 回総合計画審議会　専門部会②開催
11 月 9 日	第 4 回総合計画策定検討委員会開催
11 月 30 日	第 3 回総合計画審議会開催
平成 28 年 12 月 19 日～ 平成 29 年 1 月 18 日	パブリックコメント
2 月 13 日	第 4 回総合計画審議会開催
2 月 22 日	第 2 次多可町総合計画について答申

第 2 次多可町総合計画

発行年月：平成 29 年 3 月

編集・発行：多可町プロジェクト推進課

ＴＥＬ　0795-32-2380（代表）　ＦＡＸ　0795-32-2349

http://www.town.taka.lg.jp

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。